

2000年代の山形県における全通労働運動(6)

岩 本 由 輝

- I. 全通労働組合同規約の全面改正と全通山形地区（以上第169号）
- II. 組織機構の改革と全通山形地区（以上，第170号）
- III. 郵政民営化の再燃と全通山形地区
 1. ～6.（以上，第171号）
 7. ～12.（以上，第172号）
- IV. 郵政関連4法案の審議と全通山形（以上，第173号）
- V. 日本郵政公社の発足と全通山形
 1. 公社時代における郵政労働運動の構築をめざして
 2. 全通2003年度運動方針
 3. 全通山形県連協第4回総会
 4. 全通東北地本の2003年度活動方針
 5. 山形県連協の山形平和センターからの離脱
 6. 全通第58回臨時全国大会の開催
 7. 全通信労働組合同規約改正による日本郵政公社労働組合（JPU）規約の制定
 8. 第119回中央委員会
 9. 「人事参与制度」と「コミルール改正」
 10. 日本郵政公社労働組合（JPU）への変更に向けて（以上，本号）

V. 日本郵政公社の発足と全通山形

1. 公社時代における郵政労働運動の構築をめざして

2003年6月18日から20日までの3日間，全通第57回定期全国大会が東京都の東京厚生年金会館において開かれる。挨拶に立った中央執行委員長石川正幸は，

（前略）

第57回定期全国大会にご参集いただきました代議員をはじめ構成員の皆さん，大変ご苦勞様です。また，大会の受け入れにご協力をいただきました地元東京地本の皆様に心から感謝申し上げます。

さらに，ご多忙の中，激励に駆けつけていただきました，連合笹森^(清)会長，各政党代表の皆様，日本郵政公社生田^(正治)総裁，総務省松井^(清)総務審議官，そして全通国会議員団の皆様をはじめ多くの来賓の皆様^(清)に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

2003年4月1日、郵政公社が幕をあげました。郵政事業が長い歴史の中で培った信頼と、私たちの事業と雇用を守るとりくみ、伊藤^(基隆)参議院議員の再選に勝利し、そして郵政部内の意思を一つにした力があったからこそ、所期の目的が達せられたものと判断しています。

私たちの運動の成果は、三事業一体、全国ネットワークの堅持、郵便事業の出資規定を含め、より自由度の高い経営を可能とし、また、企業会計原則の導入によって経営の透明性を確保するとともに、クリームスキミングを許さない郵便への参入条件を法的に整備しました。さらに簡保事業団の公社統合を含め、一人たりとも雇用不安を生じさせることなく、全員の雇用を確保したことは、歴史的にも大きな成果であります。

本日ご臨席を賜りましたご来賓の皆様、全通国会議員団をはじめ中央・地方でご尽力をいただきました各級議員の皆様、長きにわたり事業と雇用を守るために奮闘された諸先輩の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

また、大会構成員の皆さんをはじめ全国の組合員の皆さん、そして私たちの運動を支えていただいたご家族の皆様にご心から感謝申し上げます。この間の事業と雇用を守る戦いの成果を噛みしめ、郵政公社の誕生を共に喜び合いたいと思います。

この歴史的な船出にあたり、公社時代における郵政事業の改革、そして公社時代にふさわしい私たちの運動の改革を中心に、中央執行委員会を代表して決意の一端を述べさせていただきます。

公社の設立は、従来の行政型から、より自由度の高い経営をめざした改革のスタートでもあります。すでに公社経営の基本となる「中期経営目標・計画」が策定され、達成すべき数値目標が明確に示されています。また、4年間の中期経営目標を確実に達成するため、当面2年間のプログラムとして「アクションプラン」が組み立てられ、改革の具体化が始動しようとしています。

全通はこの間、郵便新生論議などを通じ、聖域なき改革を前提として、正面から効率化計画に向き合ってきました。しかし現実には、行政型組織の文化に阻まれ、遅々として改革は進まない状況にありました。

経営ビジョンを確たるものとし、郵政事業の将来を切り拓くためには、高コスト構造の改善をはじめ、本社・支社を含めた全社的な組織改革、上意下達の意識・文化の改革など、アクションプランの考え方に異を唱えるものではありません。むしろ郵便事業にとっては、まったなしの改革が求められています。これまでのスローガ的な改革に終止符をうち、真に改革を成し遂げるためには、歴史的に積み上げられた行政型の意識と組織文化を掘り下げる必要があります。その上に立って痛みのシェアを含めた改革の全体像を明示し、郵政事業に携わるすべての関係者がお互いの利害を乗り越え、全体で一致して改革を実行することが重要であると考えています。

労働組合にとっては、新たな効率化に向き合うこととなりますが、調達コストの削減やネットワークコストの改善、そして本社・支社の組織改革とスリム化による生産部門の強化など、

痛みのシェアを具体的な数値として検証し、事業と雇用の誤りなき展望を切り拓いていくことといたします。その上に立って、アクションプランを積極的に受け止め、改革の共同作業を進めてまいります。本日は、生田総裁から少し時間をかけて、大会構成員の皆さんに生の声で、経営トップの思いの丈を存分に語っていただきたいと考えています。

公社経営は、まさに市場での勝負となります。欧米はすでに国を超えた市場競争が進んでいます。市場の中で生き残るための体力を養い、強い公社を創りあげることが、認識の一致するところです。そのためにも労使がこれまで以上にパートナーシップを形成し、経営に対して責任を持った対応が求められることとなります。

その一つは、公社の的確な判断に基づくスピード経営への対応です。市場ニーズが変化すれば、新たなサービスが求められますし、同時に不要となったサービスを大胆に廃止することも重要な経営判断となります。

すでに郵便事業では、「EXPACK500」の試行サービスや民間物流企業との業務携帯など、経営の自由度を活かした商品・サービスの開発が進められています。市場のマーケティングとスピードある経営判断は、公社の生命線であり、経営陣に対する期待は極めて大きいものがあります。当然にして労働組合は、スピード経営に対応したスピードある判断が求められ、本部の責任ある意思決定は極めて重要なものとなります。

二つ目は、経営をベースにした労使協議制の確立です。経営に係わる課題を真剣に真っ向から議論し、政策決定プロセスを重視した実質的な労使協議をつくりあげたいと考えています。すでに公社が発足して、2回を数える「プレ協議会」を開催しましたが、お互いに率直な話し合いができていますと判断しています。今後、名称を「郵政事業改革労使協議会」として正式に立ち上げ、より充実した労使協議をめざしていくこととします。

労使協議の基本は、経営に係わる数値であり、数値に基づく政策にあります。これまで全通は、2000年に「総合生活支援ネットワーク事業への飛躍」をまとめ、2002年には「経営戦略と新たなサービス」を政策提言し、その多くは中期経営計画に反映されています。公社時代の労使対応は、事業政策を基軸として、中央・地方、そして全職場で「仕事づくり」の運動を展開するよう要請するところです。

政府は、デフレの深化に伴う株価低迷に打開策を見出せず、先般「株式市場活性化施策」を取りまとめ、郵貯・簡保資金の株式投資の増額について、検討を開始するよう盛り込みました。もとより郵貯・簡保の資金は、国民の皆さんが信頼を寄せた小額貯蓄であり、株式の買い支えを目的とした株式投資の増額はあり得ないものと判断しています。経済対策に対する自らの手詰まりをよそに、郵貯・簡保資金を安易に活用しようとする政府の対応は、厳に戒められるべきと考えるところです。

さて大会議案の中心的な運動課題として、「公社時代における郵政労働運動の構築と組織・財政の改革」を提案しています。

とりまく環境の変化は、私たちの想像をはるかに超えています。昨今の経済動向は、長期金

利の低下に伴う余剰資金が株式市場に流入し、株価は上昇傾向にあります。国内の実態経済から大きく懸け離れた株価の動向は、その持続性を疑問視する声が高まっています。消費者物価は、40ヶ月にわたり連続して前年同月比を下まわり、デフレの深刻さを物語っています。また、IMFが世界経済見直しを下方修正するなど、経済不安は世界的に不透明感を強めています。

こうした中で私たちの賃金は、2年連続のマイナス賃金に至りました。具体的な経過については、一般経過報告で述べますが、組合員の生活に直結する課題として、精力的に交渉を積み上げてきたところです。

次に、公社設立に伴う変化は、前段で述べたとおりですが、ドラスティックに変わると思いますし、変わらなければ公社の未来はないと判断しています。特に、上意下達の文化を改め、職員の意見が経営に反映されるシステムの確立など、郵政局で第一線に立つ職員が肌で感じられる改革を早急に実行することが、意識・文化の改革の近道でもあります。

全通の組織現状は、6月1日現在、郵政部門で126,704名、前年比7,062名の減少となっています。組織の減少は財政に直結する課題であり、今後、複合型労働力構成が進むにつれ、おのずと組織構成の変化が生じることになります。

こうした変革期にあって、従来の延長では組合員の安心と安全が守れないことは、全体の認識が一致するものと判断しています。

改革の前提となるものは、私たちの意識と行動の改革です。郵政事業が行政型の文化を刻んできたように、全通もまた同様に行政型の文化を浴びてきたといえます。公社設立を契機に、「リフレッシュスタート宣言」の実践として、一人ひとりの意識と行動の改革を全組合員に訴えるところです。

公社時代にふさわしい組織・財政の見直しにあたっては、聖域を設けず全てをテーブルに乗せ、トータル的の改革をめざすこととします。そして改革の気運を逸することなく、大会後すみやかに検討を開始し、スピードある意思決定をはかっていくこととします。また、節々の検討経過については、できる限りオープンにし、組合員とともに改革を成し遂げたいと考えています。

この改革は、組合費の大胆な見直しと、単一組織のメリット還元をめざした財政一元化などの財政論を検討の入口にしています。その上で組織運営の無駄をはぶき、人件費や諸会議のあり方を検討することとしますが、けっして後ろ向きの改革であってはなりません。組合員の財政的な負担軽減と、より質の高い組合員サービスを基本に、21世紀型の魅力あふれる運動を創造することによって、広範な郵政労働者の結集をめざした労働組合を創りあげることとします。

企業経営も、時代の変化や市場ニーズを敏感に感じとり、商品開発や技術革新を通じて、自らを変化させることが成長を生み出し、生き残りが可能となります。これまで私たち全通は、社会変化を的確にとらえ、時代を先取りした方針をかかげ、常に自らを変化させてきた実績があります。政策・制度を運動の柱に据え、事業政策と社会政策との結合をめざした「ビジョン

21]を中期方針として掲げ、運動領域を企業内から地域へと移し、労働組合の新たな役割を見出してきました。

公社の設立は、郵政事業を創業して以来の大改革です。対応する労働組合が、組織内外の環境変化を的確にとらえ、公社時代にふさわしい運動へと変化していくことは、ごく自然の流れでもあります。未来を展望し、スピードをもった改革に全機関でチャレンジするよう重ねて要請するところです。

また、より質の高い組合員サービスの一環として、「総合的なセーフティネット」の構築を提案しています。生活や職場での様々な不安や悩みに応える相談窓口機能を充実・整備し、中央・地方をクロスさせた全国ネットワークによって、組合員の「安心」と「安全」を守るとりくみです。また、大型災害時に備え、組合員の安否確認や緊急連絡網を整備し、危機管理ネットワークを構築したいと考えています。先日、東北での地震の際には、まず通信網が麻痺し、状況をつかむまでに相当の時間がかかっています。阪神・淡路の教訓を活かし、危機管理のあり方について、全国的な検討を開始することとします。

21世紀社会は、社会保障をテーマに、暮らしの「安全」を確保する社会システムとして、子育ての安心、雇用や老後の安心、医療や介護、そして労働の安心を通じ、働くことの意義と価値観を尊重した社会づくりが求められています。つまり、あらゆるライススタイルやライフステージを包み込む社会的なセーフティネットの構築です。

私たち労働組合は、すでに「助け合い」の機能とネットワークを有しています。めざすべき21世紀社会の構築にむけ、労働組合が主体的にその役割を担うことは、社会的歴史的な責任でもあります。

次に政治的な課題について申し上げます。国会情勢は、有事法制3法案をはじめ、歴史的な重要法案が次々と成立していますが、審議の過程において国民不在の感は否めません。イラクを舞台にした戦禍は、平和を願う世界人類の希望を再び踏みにじり、その復興支援への自衛隊派遣をめぐって国会を延長するという、これまた国民不在の国会運営を強行しています。改めて世界平和の尊さを訴えるとともに、有事立法が現実に使用されることのないよう、国連を中心にした国際平和の再構築に最大限の努力を政府に要請するところです。

また、私たちとの交渉・協議のないまま、一方的に閣議決定された「公務員制度改革大綱」は、1000万署名活動や第9次におよぶ国会議員要請行動など、透明で民主的な公務員制度改革を求める行動によって、ひとまず関連法案の国会提出に歯止めをかけています。5月27日に開催した政労会見では、「十分な交渉・協議とトップ会談を開催する」ことで合意をみっていますが、ILO勧告を尊重し、労働組合との交渉・協議を重ね、その合意に基づいて改革を進めるよう強く求めるものであります。

最後に、私から「三つの期待」を申し上げます。

一つ目に、政治につきましては、一刻も早く景気回復を実現するため、財政構造改革一辺倒から、雇用の創出や社会保障システムへの資源配分を重視した政策へと転換することによって、

国民生活の安心と活力が見出せる社会づくりを期待するところです。

二つ目に、公社の新たな経営陣には、ユニバーサルサービスを基本に、公社の経営基盤の強化と意識・文化の改革を成し遂げ、国民から信頼される公社づくりを期待するところです。併せて、責任ある経営を実行し、郵政関係職員の雇用不安や生活不安を引き起こすことのないよう切望するところです。

最後に、ユニオンリーダーである機関役員は、歴史の大きな転換点にあることを意識し、自らの意識と行動の改革、そして「公社時代における郵政労働運動の構築と組織・財政の改革」へのチャレンジに期待するところです。

中央執行委員会は、組合員と家族の皆さんの「安心」と「安全」を常に意識し、魅力あふれる運動の創造と夢のある公社づくりに全力をあげることを申し上げ、ごあいさついたします。と述べている。とにかく、4月1日、日本郵政公社の発足にともない、そこにおける郵政労働運動の構築が喫緊の課題であったのである。

2. 全通2003年度運動方針

ついで2003年度運動方針が、＝自立・共生・貢献＝のスローガンのもとチャレンジアップ2003を旗印に、

I. チャレンジアップ2003

いよいよ新時代が幕をあけました。この新たなページへの一歩として、未来を展望した事業改革、私たち一人ひとりの意識と行動の改革、そして公社時代における郵政労働運動の構築と組織・財政の改革にチャレンジします。

II. めざすべき改革のスタンス

歴史的な変革期の中、公社経営への対応は、私たち労働組合の主体的な改革が求められています。新時代にチャレンジする勇気とエネルギーをもって、スピードある改革に着手します。

1. 公社時代における運動と組織・財政の改革
2. 透明かつ健全な公社経営の確立
3. より質の高い組合員サービスの構築

III. 私たちをとりまく情勢

出口の見えないデフレ経済の深化は、郵政事業の経営環境や私たちの生活に大きな影響を与えています。引き続き連合の仲間と共に、政府による抜本改革を求めていくこととします。

IV. 2003年度の主要課題

公社設立までの「事業と雇用を守るたたかい」のエネルギーを活かし、より質の高い組合員サービスをめざした運動を構築すると共に、公社の経営体質の強化に向けた「仕事づくり」の運動にとりくみます。

- 1 公社時代にける郵政労働運動の構築と組織・財政の改革

2 総合的なセーフティネットの構築をめざして

3 事業政策を基軸とした運動展開

(1) 行革対応をふりかえって

- ① 1997年2月の橋本内閣による「行政改革会議」の設置からはじまった行政改革に対すとりくみは、本年4月1日の日本郵政公社の発足をもって一つの区切りを迎えました。各ステージの経過は以下の通りです。

第1ステージ：橋本行革のスタートと合わせ、本部内に「行革対策室」を設置し、国民のための郵政事業づくりをめざして本格的な運動を開始した。

第2ステージ：「簡保は民営化、貯金は民営化の条件整備、郵便は国営」との中間報告（97. 9）を国民的なキャンペーン活動ではね返し、「三事業の一体として国営の新たな公社」とする最終報告（97. 12）を導いた。

第3ステージ：最終報告の内容に沿って「中央省庁等改革基本法」並びに「総務省設置法」、「郵政事業庁設置法」を成立（99. 7）させると共に、2003年には郵政事業の実施機能を全て公社へ移管させる道筋を作った。

第4ステージ：「全通のめざす公社像」にそった制度設計の具体化を行いつつ、国会審議では、一部修正も含め「日本郵政公社法」を成立（02. 7）させた。また、「信書便法」ではクリームスキミングを許されない法的枠組みを作った。

- ② この4次にわたる組織の総力を結集したとりくみによって、私たちは以下の成果をあげることができました。
- a 郵政事業の基本である「公共性」、「三事業一体」、「全国ネットワーク」を堅持したこと。
 - b 政府直営事業から「公社」へと経営形態が変わったものの、国営を制度的に担保しつつ、自律的・弾力的な企業体として経営の自由度を高めたこと。
 - c 公社経営にあたって、企業会計原則、中期目標管理、業績評価、情報公開など、公正・透明でスピード感ある経営システムを導入したこと。
 - d 雇用と労働条件については、簡保福祉事業団部門に働く職員を含め、全員が公社職員（国家公務員）として雇用を維持し、かつ、労働条件についてもほぼ現行水準を確保できたこと。
 - e 郵便事業の民間開放にあたっては、ユニバーサルサービスを確保しつつ、クリームスキミングを許さない参入条件としたこと。
 - f 公社の経営理念並びに事業計画等に「統合生活支援ネットワーク事業」論に基づく全通の政策提言が盛り込まれたこと。
- ③ また、今日段階での継続課題として「公社の中間組織の見直し」並びに「経営協議会の設置をはじめとする労使協議ルールの整備」等がありますが、いずれも全通の考え方である、a. 中間組織をスリム化し、現場部門に経営資源を振り向ける、b. 事

業の共通認識を基礎にした高次の労使関係を構築する、との立場で検討されていると判断でき、その基本的な方向性については一致しています。

- ④ 以上の経過と運動の成果をお互いに評価しつつ、これまで6年間進めてきた「公社移管に関わる行革対応」の終結を確認します。この間、幾多の困難な局面もありましたが、何よりも全国のお客さまからの励まし、地域の支援、そして郵政部内の力を一つに合わせた対応があったからこそ、今日の到達点に結びついたことを忘れてはなりません。そして、この蓄積された貴重な経験と財産を確実に新たな時代へと引き継いでいくこととします。
 - ⑤ なお、今後も折に触れ「ポスト公社」を意図的に睨んだ議論も出されてくるものと予測されますが、その背景や目的などには十分に注意を払いつつも、淡々と対応していくこととします。
- (2) 公社時代における事業政策のとりくみ
- ① 私たちはこれまでの行革対応によって「公社づくり」を成功させ、雇用と職場を確保することができました。その上に立って、今後は「仕事づくり」を運動の中心に据え、公社の経営基盤強化と商品・サービスの向上に本格的にとりくんでいく必要があります。
 - ② 全通は、すでに2000年4月に「総合生活支援ネットワーク事業への飛躍」をまとめ、公社時代における基本的な政策の方向を提起しました。そして2002年10月には郵便事業のビジネス展開を中心にした「経営戦略と新たなサービス」を政策提言し、その多くは公社の中期計画に反映されています。こうした経験と実績をふまえながら、中央・地方で、そしてすべての職場で「仕事づくり」を展開していくこととします。
 - ③ 「仕事づくり」は、仕事を新しくつくるという意味だけでなく、既存の仕事の改善や既存商品・サービスの見直しなどを含むトータルのとりくみです。公社における経営の仕組みの変化や法・規制の弾力化、現場への権限委譲などにも着目し、それぞれの地域職場から創意ある運動を組み立てていきます。
 - ④ また、事業政策の課題としては、下記をポイントに研究を進めていきます。
 - a 21世紀における公共サービスの新たな創造
 - b 郵便局のオープンネットワーク化の推進
 - c 地域における金融サービスのあり方
 - d 郵便事業のグローバル戦略と対応
- (3) 具体的なとりくみ
- ① 公社経営に対するとりくみ
 - a 公社の制度設計で残されている中間組織のあり方については、スリム化と現場への経営資源の重点配分を基本スタンスに、早期に結論を得ようとりくみを強化します。

- b 会社の理事会対応を含め、会社経営の意思決定経過とガバナンスに積極的に労働組合の立場から関与し、経営に対するチェック機能を高めます。
 - c 労働組合としての政策力を高め、的確な政策立案と対置が可能となるようとりくみを進めます。
 - d 各地方機関では、経営単位に応じて「仕事づくり」の推進機関を設けるなど（例：〇〇局仕事研、〇〇支社政策委員会等）、それぞれが創意工夫して経営に対するとりくみを進めます。
- ② 事業政策委員会の活動
- 前年度に引き続き郵政公社の財務分析を進めると共に、内外郵便事業体（物流企業含む）の経営動向に関する調査研究を行います。
- ③ 第4回「池田サミット」の開催
- 地方からの政策運動の発信と展開をテーマに、第4回サミット会議を2003年度に香川県・池田町（小豆郡）で開催します。
- ④ 全通総研の活動
- a 客員研究員を中心に会社の中期的な政策課題について研究を進めます。また、タイムリーな課題については部外有識者を含めた「プロジェクト」方式で迅速に対応できるよう体制整備をはかります。
 - b 地方機関が開催するセミナーや研修等の講師斡旋など、地方の政策活動をサポートします。
 - c 政策研究の交流誌である「全通調査時報」を充実させます。
- 4 雇用・就業形態の多様化への対応
- 〈基本政策の方向性〉
- ① 働く側のニーズやライフステージに応じて、多様で柔軟な働き方を選択できる雇用システムとワークルールを確立します。この場合、「短時間勤務」制度（パート労働制）について積極的に位置づけ、検討します。
 - ② 非常勤職員に関する国家公務員法の制度的整備をはかると共に、雇用（任用）、賃金、休暇・休業、福利厚生など全般的な処遇改善を求めていきます。
 - ③ 合理的理由のない差別や処遇格差を許さない立場で郵政職場における「均等待遇原則」の確立を求めます。
 - ④ 請負や派遣労働については、組合との事前協議を義務づけると共に、公正取引、公正労働基準を確立します。
 - ⑤ 多様で柔軟な働き方を可能とすることによって労働と生活の質的改善をはかりつつ、女性や高齢者等の就業機会を拡大する多様就業型ワークシェアリングの導入を検討します。
 - ⑥ 複合型の労働力構成のもとで公正なワークルールの確立と多様就業型ワークシェアリ

ングを協同で推進していくための「労使専門委員会」（仮称）の設置を求めます。

- ⑦ 労働組合の役割と機能について、多様な雇用形態で働く人たちの声が反映され、かつ、組合運動への参加が可能となるよう組織と運動の両面から見直します。

5 主な交渉課題と基本スタンス

〈公社における処遇改善のとりくみ〉

- (1) 公社における新たな処遇実現と人事制度改革のとりくみ
- (2) 2003新賃金のとりくみ
- (3) 夏期手当（ボーナス）のとりくみ
- (4) 総合的労働条件改善のとりくみ

〈公社における労働条件改善・雇用確保のとりくみ〉

- (1) 中期経営目標・計画とアクションプランへの対応
- (2) 郵便事業について
- (3) 為替貯金事業について
- (4) 簡易保険事業について
- (5) 為替貯金顧客満足向上手当・簡易保険総合評価手当について
- (6) 医療職場のとりくみ

6 パワーアップ行動のとりくみ

7 男女共同参画社会実現のとりくみ

- (1) 私たちは第56回大会において、「第2次男女共同参画推進計画」を決定し、とりくみを進めてきました。引き続き各機関の課題達成に向け、第2次推進計画に基づくとりくみを継続します。
- (2) 地方における男女共同参画委員会の定着から、支部段階への設置を推進し、職場での運動の創造をはかります。
- (3) 中央・地方での「郵政事業における男女共同参画推進労使懇談会」を通じ、「ファミリーフレンドリー企業」としての日本郵政公社の実現と、職場における男女共同参画を実現します。

8 コミュニケーション・ルールの見直し

- (1) 日本郵政公社における新たな労使協議のテーブルとして、公社経営等に対する実質的な議論を行う「経営協議会」の設置を強く求めていきます。
- (2) コミュニケーション・ルール等の見直しは、中間組織のあり方や郵便局を含めた権限と機能等について、現在検討を進めている段階にあることから、具体的な協議が進展していない状況にあります。
- (3) 見直しにあたっての基本的なスタンスは ①公社経営にふさわしい高次な労使関係の構築、②スピードある経営と判断に対応したルールの確立、③「形式充足」から「実質充実」に基づく意思疎通の確立、④団体交渉事項の拡大と協約化、⑤交渉担当者の負担

軽減、⑥小局におけるルールの構築、等を基本に求めることとします。

- (4) 見直しに関する交渉スケジュールについては、大会以降、上記の基本スタンスに基づく全通案を確立し、交渉を強化することとします。交渉の到達点については、次期中央委員会に報告し、2004年4月1日スタートをめざすこととします。

9 政治活動のとりくみ

- (1) 日本郵政公社は、より自由度の高い経営をめざし、行政組織から大きく転換することになりますが、「国営の新たな公社」であることと、そこに働く私たちは「国家公務員」であり、依然として政治の動向に事業や雇用の先行きが左右される立場にあります。また、私たちの暮らしの豊かさや全通の政策実現に向け、国会および地方政治に関わるとりくみが一層重要になっています。
- (2) 当面する政治対応は、「民主党を基軸に民主・リベラル勢力の政権づくりを踏まえ、全通の方針及び政策を支持し、これに協力する政党及び政治家個人との協力関係継続」を基本方針としてとりくみを強化します。
- (3) 2003年統一自治体選挙は、厳しい政治情勢や私たちをとりまく困難な状況の中で、多くの組織内議員を誕生させることができました。今後も先の参議院選挙の教訓を踏まえ、組織運営のあり方や基本動作の強化充実をはかりつつ、組合員の政治に対する関心を高めるとりくみを進めます。
- (4) 今日の政治情勢は、いつ解散・総選挙があってもおかしくない情勢にあります。第56回大会で決定した重点候補の必勝に向け、万全の体制を早期に確立することとします。また、第20回参議院選挙（選挙区・比例区）については、全通の政策実現をめざし、候補者の擁立に向けたとりくみを急ぐこととします。

10 福祉活動のとりくみ

- (1) 全通共済活動の強化
- (2) 全通共済事業部のとりくみ
- (3) 退職者総合共済の見直し

11 連合運動と社会参加のとりくみ

12 グローバル化に対応した国際労働運動の強化

- (1) UNIを中心とした国際労働運動の強化
- (2) WTO（世界貿易機関）を中心とした郵便自由化への対応
- (3) アジアの郵便労働組合との連帯強化
- (4) 地方における国際交流の推進
- (5) グローバル化に対応した人材育成

13 新たな青年部運動の創造

- (1) 青年部を主体にとりくんだ「グリーンフェスタひつじ」は、青年の郵政事業に対する熱意を込めたものです。この全国的なとりくみの成果をステップとし、「チャレンジアッ

プ」の先頭に立ち、公社時代の青年部運動を創造します。

- (2) 一人ひとりの仕事の成果が公社経営を左右することを意識し、世代交代を視野に入れたニューリーダーの育成にとりくみます。
- (3) 郵政関連職場で働く仲間は、共に公社を支えるパートナーとして、事業を語り合えるネットワークづくりを推進します。
- (4) 引き続き、青年部らしい創造性に富んだ「一機関一企画」を実践することとします。
なお、中央青年委員会は「公社の国際化戦略」に視点を置き、2003年度中に海外研究を実施します。
- (5) 中央青年委員会は、組織の活性化をめざし、今後の青年部運動のあり方について議論を開始します。

V 部門別のとりくみ

1 逓送部門のとりくみ

逓送部門は、専自便の競争契約の実施により、新たな環境下でとりくみを進めることとなります。引き続き、郵政事業及び運輸事業をとりまく内外の厳しい情勢を正しく受けとめ、「職場と雇用」、「事業」を守るとりくみを展開します。

2 事業団部門のとりくみ

簡易保険事業団は40年の歴史に幕を下ろし、加入者福祉事業は新たにスタートしました。組合員の雇用を守り抜いた自信の上に、新たな経営改善計画に対し、郵政事業との連携のもと積極的なとりくみを展開します。

ということが決定されている。

なお、第57回定期全国大会確認事項として、

- 1 2003年4月1日の公社設立に伴う規約、規定、規則及び内規については、各称等の読替によって対応する。
- 2 郵便輸送関連会社の解散に伴い、組合員・範囲と種類の内、別表第3の「弘前郵便自動車株式会社」、「秋田郵便自動車株式会社」、「近畿配達株式会社」を削除する。
- 3 ストライキ権の行使に関わる権限の委譲の内、「簡易保険福祉事業団組合員」を削除する。
- 4 南関東支社及び沖縄事務処に対応する地方本部の設置については、当面、現行の組織を踏襲する。

本年度は役員改選の年ではなかったが、四役の一人である財政局長広瀬正信が退任したため、その補欠選挙に中央執行委員で、東北地本鶴岡地方支部出身の吉村徳雄が立候補することとなり、またこのため吉村の中央執行委員辞任で空席となった中央執行委員（郵政部門）の補欠選挙が行なわれることになったが、いずれも立候補者1名ということで信任投票となり、財政局長には吉村が有効投票360票中、335票を獲得し、また、中執には板垣隆（東海地本松阪地方支部）が360票中、322票を獲得し、いずれも信任されている。

最後に、大会は、大会アピールとして、

大会アピール

この春、日本郵政公社が多くの期待を受け、誕生した。公社の初年度に開催された第57回定期全国大会は、全通結成の地、ここ東京を舞台に、郵政事業と私たちの未来を創造する議論を重ね、「改革」へのチャレンジを確認した。

振り返れば、私たちの事業と雇用を守るたたかひの足跡が延々と続いている。流した汗が公社となって実を結び、雇用不安を回避する結果となった。今、歴史の転換点に立ち、この間の運動に自信と確信をもって次のステップに歩みを進める。

公社は、あらゆる可能性を秘めている。しかし、スピードある判断と、より自由度の高い経営を実践するために、行政型の意識と文化の改革をはじめ、聖域なき改革が急務である。郵政事業の改革に向き合い、政策提言を基軸とした運動を中央・地方で展開していく。

私たちは、つねに時代の風を読み、知恵と勇気をもって運動を積み上げてきた。公社設立という最大の変化をチャンスと捉え、「公社時代における郵政労働運動の構築と組織・財政の改革」にチャレンジする。21世紀型の労働運動づくりをめざし、組合員のための改革を組合員の手で創りあげる。

未来は、一人ひとりの創造によって発展する。いきいきと生活し、のびのびと仕事ができる環境を構築するため、ともに語り合い、揺るぎない情熱をもって、新時代にふさわしい文化を築こう。

今、新たな決意で改革への一歩を踏み出す。

2003年6月20日

全通労働組合第57回定期全国大会

なる文言のものを発している。

なお、大会直後の中央執行委員会において、2003年度運動方針の主要課題の1にあたる「公社時代における郵政労働運動の構築と組織・財政の改革」に関する検討状況を見極めながら、それを主題とする第58回臨時全国大会を2003年12月1日から2日にかけて埼玉県さいたま市で開催する計画を打ち出している。

3. 全通山形県連協第4回総会

第57回定期全国大会を承けて6月27日、28日の両日、天童市の天童ホテルを会場に全通山形県連絡協議会第4回定期総会が開かれる。

総会第1日目に日本郵政公社発足後、初の県連協議会として、全通本部財政局長吉村徳雄と山形中央郵便局郵便事業統括マネージャー小泉寛喜による特別講演が行なわれている。そして、2日目の総会冒頭において山形県連協議長田村潤治が

(前略)

県連協議長の田村です。全通東北山形県連絡協議会第4回定期総会に出席された構成員のみなさん大変御苦労さまです。また、公私とも大変御多用のところご臨席賜りました、山形中

央郵便局坂田局長^(国彦)、特推連山形県南部連絡会広瀬会長^(健治)、連合山形藤橋事務局長^(繁夫)、全労済山形県本部佐々木部長^(幸一)、山形県労働金庫天童支店金子支店長^(繁美)、山形県通寿会佐藤会長の皆さまにおかれましては、日頃のご指導ご鞭撻とあわせ、高い席からではありますが、総会構成員を代表し、心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、'97年の行革第1ステージから本年の最終ステージまで、途中幾多の困難を内なる力で乗り越え、2003年4月1日、真っ向サービスの日本郵政公社がスタートしました。

総裁・副総裁を民間企業よりお迎えし、行政官庁の予算主義から決算主義による企業会計へと、180度転換のまさに劇的な変革となったわけであります。

私たちが肝に銘じておくべきことは二つ。ひとつは、組合員全員が公社に移行できたということは、全通本部方針の正しさの証明として高く評価すべきだということ。もうひとつは、企業会計になったと言う重み、企業会計とはどういうものかと言う事を、全員が再度しっかり認識する必要があるということ。

つまり、中身は民間企業と同じになったということ、健全経営、赤字を絶対出さないということが公社経営の命綱であり、私たちの雇用と労働条件の生命線だと言うことです。

最たる労働条件である私たちの賃金が、毎年3月期の決算内容次第では定期昇給やボーナス支給も大きく左右されることになる、この事実を厳しく受け止め、昨日の小泉マネージャー^(寛喜)の極めて具体的な提起を日々の営業に是非とも活用願いたいと思います。

全通の組織戦略は「組合員の雇用と家族の生活を守る」ことにあります。これは公社の健全経営と表裏一体、車の両輪の関係であり、全国大会での生田総裁^(正治)の言葉を借りれば、「労使は運命共同体」と表現されています。従ってアクションプランも「聖域なき改革」の着実な実行なくしては、その目的を達成することは出来ないものであり、中央支部を信頼しつつ、公社経営陣の速やかな決断を強く求めるものであります。

全通は今、ふたつの大きな改革に着手しました。

ひとつは「自分革命」。これまで全通東北も積極的に問題提起し、支部幹部のみなさんの協力をいただきながら、組合員の意識改革に真剣に取り組んできました。思いは組合員自らの意思で、公社企業体の中で成功を勝ち得ること。むろん並大抵のことではなく、お互いに悩みながらの取り組みながらも着実に進んでおり、現在も進行中であります。

ふたつめ、全通自らを郵政公社と言う企業体にふさわしい組織に改革する取り組み。組合員の多様なニーズに的確に応えられる組織へ。これまでとは比較にならぬスピーディな意思決定と経営に対応できる組織へ。

全国大会決定を踏まえ、ただちに組織財政に関するプロジェクトを立ち上げ、地方との綿密な意思統一と、組合員に対する検討経過の情報開示のもと、11月にも臨時全国大会で大綱決定し、来年の旭川大会で名実共に日本郵政公社にふさわしい労働組合が誕生することになります。内外の反応を注目していきたいと思います。

職場は今、変革の過渡期にあり、さまざまな課題や問題が山積しています。賃金・超勤の原

資不足、深刻な欠員状況、不払い残業、人事制度改革の内容理解度など、この総会において具体的な問題点を洗い出し、現地解決を図るものと地本大会に反映するものに整理し、意思統一することといたします。

と述べている。

ついで、全通東北の方針に基づく山形県連絡協議会の課題が、

- (1) 公社が「企業体」である以上、「収益」最優先となり、ユニバーサルサービスは収益があって初めて確保されます。従ってこれからの事業経営は、「数値目標」、「コスト」、「効率性」、「スピード重視」等、民間手法が導入され、過去の経験値が通用しないほどの大改革・未知の世界に突入することになります。私たちの雇用と生活権を守るためには、事業を發展させ、健全経営を確保することが大前提であり、一人ひとりが大胆な発想の転換と、自らの行動規範を「企業人」と規定する自分革命が必然となります。
- (2) 支部は組合員と直接向き合う指導機関です。単一組織として中央・地本の方針に基づき、地域のカラーも織り交ぜながら組合員のニーズに応える任務を帯びています。郵便局段階では、誤解して悪乗りしてくる管理者の存在や、現状を理解していない職員がいるなどの厳しい現実があります。このような中で人事評価や厳しい営業目標等が示され、支部の対応（現状認識・説明）を誤れば、組合員同士の確執や不平不満が大きくなり、労働組合への求心性の低下や組合離れにつながる恐れがあります。支部の組織強化（変革・現状理解・情報の共有化等々）と共に、企業体の中での存在感（影響力）に不可欠な組織力（数・率）を高めるための組織拡大が急務となっています。
- (3) 支部執行委員会や組合員のトータル現状理解度はどのレベルなのでしょう？支部は組合員の現状や考えを把握するため、真摯に耳を傾ける努力をしているのでしょうか？情報の共有化とは上部機関からの情報を生降ろしするだけでなく、双方向の意思疎通があって初めてできることです。これからは今まで以上に、分会のチカラ、組合員のチカラが求められる状況になります。
- (4) 過程を無視するものではありませんが、多くのことが結果（数字）責任となります。組織拡大しかり、共済活動しかり、労働条件や雇用も結果が重要になります。「危機感」を持ち、「本気」の取り組みが必要となります。忙しさ、厳しさを理由に逃げることなく、また、「やらないこと」・「できないこと」を責任転嫁することなく、「どうするのか」・「どうしなければならぬのか」を検証し、組合員との人間関係、信頼関係を確立することが重要となります。
- (5) それらを踏まえ、2003年度の山形県連協の目指すべき方向・課題は、
 - ◎ 県連協として
 - ① 公社経営を将来にわたって安定させ、ユニバーサルサービスを確保するために、
 - ・組合員に対し、公社の本質とリフレッシュスタート宣言の正しい理解浸透を図る。
 - ・経営をはさんだ労使の共通認識。
 - ・公社における新たな労使関係の構築と醸成。

- 特推連との関係強化。
 - 業務運行課題とチェック機能の充実。
 - ② 組合員の雇用と家族の幸せを守るために
 - 企業体の労働組合「全通」の組織者・経営者としての決断と責任（先見性・創造力・指導力・扇動力・組拡力・チェック力等々）。
 - 雇用を守りつつも、将来雇用を重視した政策提言とその理解浸透を図る。
 - 組合員と家族の生活を守る、働き続けられる環境を全通が求めていく。
 - ③ 影響力を高めるため組織拡大に全力を投入するために
 - 組織率70%を必達目標とする。
 - 重点支部の設定と、支部と連携してポイントを絞った土着オルグを実施する。
 - ④ 公社に耐えうる組合員を育てるために、
 - 総対話運動の推進。
- ◎ 支部として
- ① これまでの観念にとらわれず、時代変化（経営）に即応できる支部執行体制へ変革をし、時代にあった企画・実践（事業セミナー等の開催）をして、組合員の求心力を強める努力をしていく。
 - ② 正しい現状認識に基づいた支部方針を確立し、組合員を誤りなき方向に導く。また、支部は「本気」になって分会・組合員との往復運動（総対話運動）に取り組む。
 - ③ 現場でのチェック機能（経営上の提言も）を強化し、管理者の出過ぎやルール無視、組合員の誤解、タダ働きに対応していく。
 - ④ 「数は力」、全通の影響力を維持向上させるために、新規採用者の完全結集、未加入者の一掃、他労組からの組織拡大を図る。

ということを決定している。

また、共闘関係に関してこれまで全通山形から副議長を出してきた山形県平和センターとの関係について、

山形県平和センター運動については、中央支部方針に基づき、昨年の第53回地方本部定期大会において離脱が確認されており、暫定的にこの1年活動を行ってきましたが、本年11月末をもって離脱することとします。

という提案がなされて承認されている。

なお、今年は役員改選の年ではなかったが、県連協議長田村潤治が退任したので、新議長に小野寺広太（鶴岡地方支部）が信任投票で選任されている。そして、執行体制は、

- 議 長 小野寺広太（鶴岡）
- 事務局長 逸見康裕（山形貯金）
- 幹 事 加藤 清（酒田）
- 幹 事 今野裕道（山形中央）

会計監査 佐藤秀治 (酒田)

会計監査 大沼充治 (山形中央)

となっている。

4. 全通東北地本の2003年度活動方針

7月1日は、全通東北第13回地方本部執行委員会(全体)が秋田市の秋田ビューホテルで開かれ、この日から始まる全通東北第54回定期地方大会に向けての最終打ち合わせが行なわれる。そして、7月1日から3日にかけて秋田ビューホテルにおいて全通東北第54回定期地方大会が開催されるが、この大会では、日本郵政公社副総裁高橋俊裕と全通信労働組合中央執行委員長石川正幸の記念講演が行なわれている。そして、東北地本執行委員長野中昭夫の挨拶は、大会議事概要において、

冒頭、野中委員長は、「雇用の価値観をキチンと再認識し、何よりも全員が日本郵政公社に継続雇用された全通運動の正しさに自信と誇りを持ちたい」と、この間の行革対応の取組を総括した上で、今次大会を「明日への全通東北を創造する大会」とすべく、主要課題を以下のとおり述べた。

《日本郵政公社への対応》

- 日本郵政公社は、国営であるが、行政官庁ではない。中央省庁改革基本法第33条第2項で、公社の経営は独立採算性の下、自律的かつ弾力的経営となっている。
- 「独立採算」とは、絶対に赤字を出せないということであり、「自律的・弾力的経営」とは、経営の自由度が増す一方、商売の世界に負けたら潰れる自由もあるということ。
- 今後は、経営の結果が数字で明確に出てくる。公社の経営状況は労使関係、処遇、労働条件等に大きな影響を与えることになる。また、経営陣には、経営者としての道義的責任が付きまとうことになる。

《アクションプラン》

- 今後1～2年が公社の健全経営の正念場。労働組合も経営に関心を持たなければならない。
- 全通は、この間、郵便事業の健全経営に向けた数限りない効率化施策の人員削減に協力してきた。にもかかわらず、財務内容が一向に好転していない。経営陣には、郵便局等で日夜歯を食いしばって頑張っている全通組合員の心境をキチンと受け止めてほしい。
- アクションプランを受け入れるにしても、我々だけが“痛み”を被る内容であっては絶対にならない。
- 抜本的な組織機構改革、調達コストの見直し、営業部門への要員配置等による営業基盤強化に努め、タブーを廃して、「聖域なき改革」に取り組むよう強く求める。

《労働運動のあり方》

- 日本郵政公社の理念が浸透すると、当然、労働組合の価値観も変化してくる。
- 全通は、57年間、行政官庁の中の官公労である全通信労働組合として歩んできた。全通運

動の歴史は、権利闘争、物取りの運動がベースであったと言っても過言でなく、また、組織運営も上から下への説得型、押しつけ型、動員型の労働運動であった。

- 今後は、過去の経験論・実践論では、組合員のニーズに応えることができないと判断。組合員機能と政策提言で、雇用と労働条件を確保することが必要。

《組織拡大》

- 懸命な努力にもかかわらず、現在の組織状況は13,604名（組織率：66.92%）であり、昨年の大会比で804名の減少となっている。

しかし、全通東北の組織拡大は全国的にも大躍進・大奮闘しており、昨年の新規採用者の拡大（63.19%、436名の拡大）は、全国ナンバー1。

《地方交渉課題等～三段階機関運営～》

- 三段階機関運営になって3年。この間、上がってきた諸課題は、「決して引き出しに入れない、棚に上げない」をモットーに地方交渉を展開してきた。
- とりわけ郵便事業の健全経営に関しては、地本の総力を上げ、誠心誠意取り組んできた。
- 公社発足後の地方交渉のあり方については、10月に予定されている中間管理機構の見直しの状況等を踏まえ、全通の組織機構の見直しも視野に入れつつ検討する。
- 全通東北の大看板である、労働運動も仕事も「やるべきことはやる。言うべきことは言う」については、組合員が身近に見えるように、「知る、知らせる」で丁寧な組織運営を図る。
- 地本・支部・組合員が一本の線で結ばれるよう、対話を重視した自立型「総対話運動」に総力を上げて取り組む決意。

という形に要約されている。

ついで全通東北2003年度活動方針の審議に入り、スローガンとして、

自立・共生・貢献—リフレッシュ・スタート運動の実践で変化に対応できる力強い組織を目指そう。

を掲げることとするが、それぞれのことばについて、

自立 21世紀の労働運動は、新たな課題に果敢にチャレンジする創造性と積極性が必要であり、組織と組合員一人ひとりの自立が大切です。

共生 女性と男性、環境と経済、地域社会と郵政サービス、市民と労働運動など、私たちが生活する様々な分野での活動を積極的に取組みます。

貢献 組織の発展に向けて組合員としての役割を果たすこと。地域社会の発展に向けて組織と組合員一人ひとりの貢献を大切にします。

と解説をつけ、組合員に対して、

信頼 全通という組織、全通に集結した「仲間」を信頼し合うこと。

団結 組合員同士が「支え合う心」を大切にし、組織の力を高めること。

挑戦 環境の変化に正面から向き合い、新時代に果敢に挑戦する意識を高めること。

という呼びかけを行ない、

I. 力強く未来を拓こう

II. 変化への組織的対応を進めます。

1. 運動の成果と雇用の確保を認識します。
2. 組織的なチャレンジの展開を図ります
3. 改革へのアクション・プログラムを推進します。
4. 組合員サポートの充実を目指します。
5. 基本動作の徹底と総対話運動で活性化を推進します。

III. 取り巻く情勢

1. 公社立ち上げ時における課題
2. 郵政三事業の現状
〈郵便事業・郵便貯金事業・簡易保険事業〉

IV. 組織拡大・強化の取組み

1. 2002年度の総括
2. 2002年度組織拡大優秀支部表彰
3. 2003年度組織拡大（パワーアップ）方針
 - (1) 2003年度の組織拡大目標は、東北全体で69%、郵政本組合員で67%とします。
 - (2) 新規採用者の組織拡大目標は100%とします。
 - (3) 未加入者等郵政職場全ての職員を対象に、5%（330人）の拡大を目指します。
 - (4) 事業団部門の未加入者一掃に努めます。
 - (5) 短時間職員及び再任用職員の拡大100%を目指します。
 - (6) 2002年度重点支部の取組みの総括を行い、新たに2003年度重点支部を指定して、組織強化・拡大に努めます。
 - (7) 非常勤職員の組織化については、全国大会決定及び本部方針に基づき、具体的な方針を策定することとします。
4. 教育宣伝活動の強化とニューリーダーの育成に向けて
5. ZENTEIビジョン21の更なる定着と推進に向けて
6. 青年部活動の飛躍を目指して

V. 雇用と労働条件の課題

1. 地方交渉の基本スタンス
2. 郵便新生施策に対する取組み
3. 翌日配達エリア拡大施策の取組み
4. 地域区分局統合に対する取組み
5. 貯金事務センター再編の取組み
6. 新仙台局開局の取組み

VI. 主要課題の取組

1. 福祉活動の強化
2. 男女共同参画社会の実現
3. 連合運動と社会運動課題の取組み
4. 国際交流
5. 政治活動の取組み

(1) 2003年統一地方選挙闘争について

① 2003年4月に施行された統一地方選挙において、組織内候補8名と推薦候補の勝利に向け、取組みを行い、厳しい政治情勢、困難な状況の中、組織内候補全員の当選を果たすことが出来ました。

② 組織内議員の誕生により、地方分権時代における地方自治確立、そして、全通の諸政策実現に大きな力を得ることとなりました。

(2) 日本経済は長期不況を脱しきれない状況にあり、いつ解散総選挙があってもおかしくない情勢となっています。全通の政策実現を目指し、推薦候補の必勝に向けた取組みを急ぐこととします。

(3) 当面する政治対応はこれまでの基本方針を踏襲します。

Ⅶ. 部門活動の強化

1. 通信部門の取組み
2. 簡易保険福祉事業団の取組み
3. 医療部門の取組み

Ⅷ. 組織財政の改善改革について

1. 支部設置基準

〔郵便局支部〕

(1) 2001年度組織財政検討委員会答申内容（第53回地本大会第1号議案付属方針）により対応することとし、2003年度財政方針は現行の支部をもって策定することとします。

(2) 中間管理機構の姿が明らかとなり、普推連・特推連組織等が変更となった場合は、それに対応する支部組織のあり方等について、「組織運動と財政課題」の視点では対応します

〔貯金支部〕

(1) 秋田・盛岡・山形・郡山貯金支部は、平成16年に予定されている「経過措置」要員の配置換までは支部として存続させることとします。

(2) 経過措置要員の配置換以降は「近隣支部」に統合し、「分会」とします。

(3) 組織運動や支部交渉を充実させるために、統合先の支部執行委員会定数について「+1名」を特別措置することとします。

〔事業団支部〕

(1) 事業団職員は4月1日より公社職員となりました。現在の支部体制は、地本単位支

部とし、13施設・12分会で構成しています。

- (2) 組織運動と財政課題の視点から、関係方面と協議し、支部設置のあり方について検討する必要がある、中央組財検の動向を注視しつつ検討を進めることとします。

2. 職員人件費の見直し

- (1) 職員身分の見直し課題
- (2) 具体的処置の見直し

という形で決定している。

今年は役員改選の年ではなかったが、全通東北地本副執行委員長をつとめる山形県連議長田村潤治が山形県連協議長退任にともない、副執行委員長を退任したので、かわって新山形県連協議長小野寺広太が副執行委員長に選出されている。

5. 山形県連協の山形平和センターからの離脱

全通東北第54回定期地方大会の直後である7月7日、全通山形県連絡協議会議長小野寺広太は、山形県連協各支部長あてに、「山形県平和センターからの離脱に関する山形県連協の判断について」という事務連絡を発しているが、その文面は、

連日の活動ご苦労様です。また、各支部の御協力により全通山形県連絡協議会第4回定期総会を成功裡に終了することが出来ましたことに感謝申し上げます。

さて、連協総会議案にある山形県平和センターからの離脱に関して、山形県連協としての判断を下記の通りとしますので、各機関会議等での対応をお願いします。

記

1. 経過について

昨年開催された東北地方本部第53回定期大会議案書第4号議案及び第1号議案付属方針（別紙、抜粋一省略・岩本）に基づき、全通山形県連協として、定期大会決定を踏まえ、2002年7月31日付けで「平和センター脱退」の文書を提出し、この1年間はこれまでの山形県平和センターとの関係もあり、暫定的に継続加盟（ただし会費納入数1,000名）をしてきました。

2. 現状について

全通の基本方針は全ての共闘運動を「連合運動」に収斂することとなっています。連合山形への県平和センター運動の継承については、ほとんど解消していますが、「原水禁運動」、「食・水・緑」、「憲法擁護等の平和と民主主義を守る運動」、「政治対応」は、まだ時間のかかる課題ですし、「地区平和センター」、「勤労協運動」等、各支部のおかれている状況もあります。しかし、今年度の組織財政（全通東北第54回定期大会第2号議案）をみれば、山形県連協予算として前年比で358万円（7.7%）減と大幅に減少している状況と合わせ、財政の全国一元化もあり、今後も厳しい予算事情が続きます。

したがって、全通山形として、各支部の状況は理解するものの、中央・地方の判断と組織

財政を考慮し、今年11月末を以て、山形県平和センターを離脱することとし、県平和センター規約（資料一省略・岩本）に基づき、文書により提出を行います。

なお、会費について、支部長・書記長会議で確認済みですが、2003年6月分までは納入済みですので、7月分から11月分までの5ヶ月分と夏期臨時徴収分を納入することとします。

3. 今後の対応

県連協と県平和センター、及び、各支部と地区平和センター（勤労協等含む）の関係については、それぞれの状況を把握して支部代表者会議等を開催し、あらためて協議を行います。というものである。

7月25日、岩手県盛岡市の全通岩手会館で全通東北地本三役会議が開かれ、2003年度の全通東北の執行方針のあらましが話し合われる。そして、これを承ける形で、7月30日と31日に岩手県岩手郡雫石町の雫石プリンスホテルにおいて、全通東北第一回地本執行委員会（全体）が開かれ、執行方針と役割分担が決定されている。

8月1日、山形県連協議長を退任した田村潤治の激励会が寒河江市のホテル・シンフォニーにおいて開かれている。

8月11日には宮城県仙台市のホテル岩沼屋において全通東北第2回地本執行委員会が開かれている。また、同会場において8月11日から12日にかけて全通東北第1回東北支部長会議が青年部長を含めて開催されている。

8月21日、22日にはホテル岩沼屋において全通東北第1回全東北支部書記長会議が開かれる。

8月23日、寒河江市の市民文化センターにおいて第1回山形県連協幹事会が開かれ、パワーアクション委員会、各機関大会総括、全東北支部長会議および書記長会議の報告、2003年地本方針と山形県連協の対応、年間日程の決定、共済関係などが議題とされている。

8月26日、山形市のあこや会館において、山形県連協第1回支部長書記長会議が開かれ、パワーアクション委員会、各支部大会総括、2003年度地本方針と連協の課題第54回地本大会決定事業政策提言についてが議題とされている。

9月7日、8日には鶴岡市の秋田伊右衛門において全通山形第1回青年部長会議が開かれ、02年度活動総括、03年度年間活動方針、組織拡大+Z、青年部レク、を議題として取りあげ、審議を行なっている。

9月11日、12日には仙台市の東北地本において全通東北第3回地本執行委員会が開かれている。

10月14日、15日には青森県の浅虫温泉において全通東北第4回地本執行委員会が開かれている。

10月21日、22日には仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北第5回地本執行委員会が専従執行委員会として開かれている。また、この両日、仙台市のホテル岩沼屋で全東北支部青年部長会議が開かれている。

10月23日には山形市の勤労者福祉センターにおいて全通山形第1回支部長会議が開かれて、パワーアクション委員会、マイカー共済の取り組みについて、全通東北第54回地方大会決定事業政

策提言について、全労済オルグ、今後の運動課題について、が議題とされている。

10月25日には山形市の勤労者福祉センターにおいて全通山形県連協第2回支部青年部長会議が開かれ、組織拡大+Z、青年部レクについて、共済関係、を議題に審議が行われている。

11月6日、山形市のパレスグランデールにおいて連合山形第16回定期大会が開かれ、全通山形県連協議長小野寺広太が連合山形執行委員に選出されている。

11月8日、9日には天童市の湯坊いちらくにおいて全通山形県協のフレッシュセミナーが過去1年間における新入組合員を対象に13名の参加をえて開かれ、1日目は交流を目的とするボーリング大会を実施するとともに、2日目には、労働組合の役割と社会的責任、賃金とは？、全通東北および山形県連協青年部の活動状況、に関する学習が行なわれている。また、11月9日には、山形市の国際ホテルにおいて山形県連協主催の事業セミナーが開かれ、50名が参加しているが、フレッシュセミナーの参加者も合流し、日本郵政公社の健全経営がみずからの雇用と労働条件の確保につながることを学んでいる。

11月9日投票の衆議院議員総選挙では、全通山形は連協の支援する民主党は山形県選挙区3区にすべて候補者を擁立したが、すべて敗れている。しかし、比例区において1区で鹿野道彦、2区で近藤洋介が復活当選している。なお、この選挙で獲得した政党別議席数では自民党239、民主党177、公明党34、日本共産党9、社民党6、保守新党4、自由連合1、無所属の会1、無所属9となっている。自民党が10議席減であったのに対して民主党は40議席の増であったが、11月19日に自公連立で第2次小泉純一郎内閣が発足している。

6. 全通第58回臨時全国大会の開催

11月25日、山形市のあこや会館において山形県連協第2回支部長書記長会議が開かれ、議題として、パワーアクション委員会、第58回臨時全国大会意見集約、第5回地方委員会への意見集約、当局との交渉課題について、給与制度改革などが審議されたが、とくに12月1日、2日に開催される全通第58回臨時全国大会への山形県連協としての意見集約と、その前の11月26日に開催される全通東北第5回地方委員会への山形県連協としての意見集約が中心となっている。そして、この2つの意見集約は要するに一連のものであった。

11月26日には仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北第5回地方委員会が開かれ、第58回臨時全国大会にのぞむ全通東北としての意見集約がはかられている。

12月1日、2日の2日間、埼玉県さいたま市のさいたま市民会館おおみやにおいて、全通第58回臨時全国大会が開催されているが、冒頭、挨拶に立った全通中央執行委員長石川正幸は、

(前略)

第58回臨時全国大会の代議員ならびに構成員の皆さん、年末始繁忙をひかえた大変忙しい時期にご参集を頂きましてありがとうございます。さらに、本日、ご臨席を賜りましたご来賓の皆様へ厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。そして、大会準備でご苦労をおかけしております関東地本の皆さんに、心から感謝申し上げるしだいです。

また、先の衆議院選挙を勝ち抜いた全通国会議員団の皆さんにもご臨席を頂いております。結果については、すでにご案内のとおりですが、みごと全員の当選を果たすことができました。残念ながら政権交代の夢は、次に持ち越しとなりましたが、21世紀最初の衆議院選挙は、二大政党への大きな一歩を踏み出したと判断しております。

この間、国民のための新しい政権づくりに向けまして、全国各地で奮闘を頂いた組合員の皆さんに、心から感謝を申し上げ、その労苦に敬意を表するしだいであります。

さらに、来年は第20回参議院通常選挙が行われます。後ほどご挨拶を頂きますが、情報労連の「内藤まさみつ」候補、電力労連の「小林まさお」候補を推薦し、全国的な選挙戦を展開することといたします。大会構成員の皆さん、そして全組合員の皆さんのご支援ご協力をお願いします。次第であります。

さて、11月29日、イラクにおきまして、日本人外交官2名が殺害され、憂慮が現実となってあらわれました。衷心よりお悔やみ申し上げます。断じてテロは許されるものではありませんが、自衛隊を派遣するという行為は認めるわけにはいきません。政府が今、進めようとしているイラク政策は、国民に対する説明責任を果たし、徹底した国会論議が必要であると考えています。

それでは、第58回臨時全国大会の開催にあたりまして、とりまく諸情勢と提案しています組織改革にしほって所信の一端を述べさせていただきます。

公社が発足して245日目を迎えました。郵政事業の現状、特に郵便事業につきましては、今日の経済環境や郵便市場をめぐる競争の激化によって大変な苦戦を強いられています。なし崩し的なメール便市場への参入が進み、9月末までの郵便物数の累計は対前年比3億4千3百万通の減少、率にして3.2%のマイナスとなっています。これに対してヤマトのメール便は1億3千8百万通の増加、率にして46.6%の伸びとなっています。

私たちは、郵便新生からアクションプランを通じ、効率化の高いハードルに正面から向き合ってきました。また、私たちが痛みのシェアとして求めてまいりました管理部門のスリム化も、本社・支社組織の見直しによってトータル1,000名の削減が示されています。問題は、公社化のメリットを収益に転嫁できない構造的な体質にあると指摘しなければなりません。今後も改革協議会などを通じ、私たちの事業政策を基軸に、経営基盤づくりに取り組んでいくことといたします。

政治に目を向けますと、郵政事業の民営化が再び政争の具にさらされています。総裁選の小泉公約をもとに郵政事業を2007年4月に民営化するという政府の基本方針が示されました。この政府方針に基づいて作成された自民党マニフェストは、「公社の経営改革の状況を見つつ、国民的議論を行い、2004年秋頃までに結論を得る」としており、国民的議論を強調した内容になっています。

では、国民の皆さんの世論はどんな状況にあるのでしょうか。時事通信社が本年9月に発表した「郵便局に関する世論調査」によりますと、7割を超える国民の声は、拙速なる郵政民営

化に慎重な姿勢に示しています。一方、11月1日に発表された朝日新聞のモニター調査では、6割を超える方が民営化に賛成と答えています。世論そのものも刻々と変化していると思われなければなりません。国民生活の「安心と安全」の拠り所である郵政事業の形態議論は極めて慎重に取り扱うべきと考えております。

総選挙の結果から想定すれば、小泉首相の郵政民営化のトーンは一層高まると思われませんが、^(純一郎)私たちはこれらの政治動向に一喜一憂せず、本質を見極めながら慎重に対応する必要があると判断しています。

その一つとして、郵政事業のあり方については、数年来の国民的議論の上に「公社化」という形態が選択され、すでに三事業とも市場メカニズムの中に置かれていること、二つ目に、公社がスタートして間もない時期に、その業績評価もないまま、「民営化ありき」の議論はむしろ公社の経営努力に水をさすものであること等であります。

いま政治に求められているのは、いたずらに「官から民へ」とする抽象的な議論ではなく、いかに郵政事業が持つ経営資源とネットワークを人々の暮らしに役立て、地域社会の再生や経済の活性化に有効活用していくかの具体的な政策論にあると考えております。

私たちは、労働組合の任務として、雇用の持続的な確保に取り組んでいきますが、この取り組みは、より広範な知恵と力の結集が必要であります。郵政事業に携わる関係者の皆さん、そして郵政事業に理解のある方々との更なる連携と協力をはかり、その延長線において新たな郵政労働運動を追求していくことと致します。

さて、本臨時大会のメインテーマであります「組織改革」について申し上げます。「いま、なぜ改革が必要か」につきましては、第57回全国大会の議案で提案したとおりですが、改めて簡潔に申し上げたいと思います。

今、私たちを取り巻く内外の環境は、私たちの経験や予測を遙かに超え、変化を遂げています。

閉塞感を強める経済不況は、需要不足とデフレを深化させ、350万人にも及ぶ失業者を生み出しました。給与水準は、名目賃金・実質賃金とも2年連続して減少し、私たち郵政職員にも2年連続のマイナス賃金をもたらしました。また、組織内の変化としては、複合型労働構成が深化し、組織構成の変化や組織の減少傾向が加速しつつあります。

そして、何より最大の変化は、1871年の郵便事業創業以来の大改革として、日本郵政公社が誕生したことに尽きるわけであります。

こうした大きな変革期にあって、組合員の安心と安全を守るため、労働組合が主体的に自らを変化させることの重要性は、すでに私たちの歴史的な教訓として刻まれております。労使対立の時代から政策・制度運動へ転換し、そして、「自立・共生・貢献」をキーワードに、「ビジョン21」を中期方針として掲げ、事業政策と社会政策の結合や地域との交流・貢献をテーマとした「一機関一企画運動」は全国的な運動に発展しています。

こうした私たちの運動と、長年にわたって積み上げられた郵政事業に対する信頼感・安心感が相乗効果をもたらし、三事業一体、全国ネットワークを堅持した公社の誕生に結びついたも

のと確信しております。時代を見据え、社会の風を敏感に汲み取り、誤りのない方針と運動の創造、そして、挑戦する勇気があったからこそ、今の私たちが存在していると言っても過言ではありません。

公社の設立は、経営改革そのものであり、改革に向き合う私たち労働組合が、歴史的にも経験のない変革期に、自らを改革することはごく自然の流れでもあります。その上に立って、議案で提起している組織改革の基本的な考え方を、次の3点にしぼって申し上げたいと思います。

まず第一に組合員の財政的な負担軽減です。財政改革の検討ベースは、私たちの賃金が2年連続のマイナスであること、そして、現行の組合費は全国平均で7,047円と高額であること、しかも単一組織でありながら、地方ごとの組合費に大きな格差が生じていること等であります。財政改革は組合費の引き下げとあわせ、単一組織としてのメリットを還元すべく、財政の一元化を提案しています。

2点目は財政改革に合わせた組織改革についてであります。特に人件費につきましては、専従役員的大幅な削減を実行することとします。また、財政の一元化に伴い、支部の設置基準や議決機関の代議員定数等について、全国的に一定の基準を設定することといたします。

3点目は組合名の変更についてです。労働組合の象徴でもある組合名の変更は、この組織改革に寄せた決意のあらわれでもあります。全通という名称に刻まれた歴史と、諸先輩の皆さんのご苦勞に思いを馳せたとき、一抹の寂しさを禁じ得ません。しかし、時代は大きく変化し、新たな歴史を造り上げる第一歩として、名称変更を含めた組織改革について提案しているところでもあります。

また、本臨時大会で予備提案をしています「私たちの未来づくり宣言」は、公社時代における運動の基本形を示したものです。今後さらに議論を豊富化させ、未来を切り拓く運動の確立をめざしていきたいと考えています。

この改革は、決して後ろ向きの改革であってはなりません。新たな「日本郵政公社労働組合」のもとに、活力ある組織づくりと広範な郵政関係労働者の結集をめざし、公社時代の郵政労働運動を切り拓いていくための改革です。

代議員ならびに大会構成員の皆さんの闊達な議論、そして、満場のご賛同をお願いし、中央執行委員会を代表しての挨拶といたします。

と述べている。

第1号議案は「公社時代における郵政労働運動の構築と組織・財政の改革」であるが、その要旨は、

◎改革の目的

- 公社設立に伴うスピード経営への対応
- 2年連続のマイナス賃金、組織の減少傾向と組合員の財政的な負担軽減
- 組織内外のさまざまな変化に対応した改革が求められること
- 組合名の変更を含め新時代への創造を目指す

◎臨時全国大会の3つの柱

- 「財政改革」組合費の引き下げや財政一元化
- 「組織改革」組織機構や組織運営
- 「規約改正案」改革に伴う改正

◎新組合名『日本郵政公社労働組合 (JPU)』

◎財政改革

1. 財政改革の基本的考え方

- (1) 運動と財政は車の両輪であり、常に均衡をはかる努力が必要。
現行「運動に必要な経費＝組合費納入額」→「財政にあわせた運動の選択と集中」。
- (2) 財政の一元化をはかる。
単一組織の整合性と機能維持、組合費引き下げのメリットを還元する。
基礎人員 郵政部門11万人。
財政一元化の最終着地点を2006年度に置く。

2. 組合費と特別会計の設定

- (1) 地方本部・県連協の組合費設定は、全国的に多様化している。
全国统一した組合費と組合費引き下げ条件をクリアするために、全国で最低額の平均組合費をベースに設定した。
- (2) 組合費の算定
組合費の割合負担率が平等になることを基本とした。
「定率1000分の17＋定額1,000」平均組合費5,700円
- (3) 特別会計
特別組織対策積立金
現行月額200円→月額150円
犠牲者救済積立金
月額50円を維持
- (4) 新組合費の平均月額
平均組合費 5,700円
特別組織対策積立金 150円
犠牲者救済積立金 50円
合 計 5,900円
- (5) 組合費の上限
44歳以上で6,600円

3. 予算配分割合

原則 人件費3：経常費3：支部費3：調整費1

- (1) 人件費

- ① 専従役員 現行168人→120人
- ② 職員 現行地方本部負担→本部人件費組入
- (2) 経常費
 - 配分原資 総収入額の30%
 - ① 中央本部経常費 対03年度35%縮小
 - ② 地方本部経常費
 - 経常費配分原資の16%
 - 配算額は「地方本部経常費算出基準」にもとづく。
 - 2006年度までは支部費を一括配分する。
- (3) 支部費
 - ① 配分原資 総収入額の30%
 - 配算額は「支部費算出基準」にもとづく。
 - ② 納入組合員数50人以下支部は、別途基準により調整費から配算する。
- (4) 調整費
 - 組休保償費，地方間格差是正，支部費調整，特殊な地域共闘費にあてる。

4. 組休保償の配算

- (1) 02年度組休保償額約5億円の原資を確保。
- (2) 平均組合費5,700円から200円を組休保償費に組み入れる。不足額を調整費から充当。

5. 地方特別会計の考え方

- (1) 地方（支部）独自徴収は行わない。
- (2) 地方独自組合費は、2006年度内に整理する。その間、中央執行委員会の承認を経て各地方大会で決定する。

6. 臨時全国大会以降の財政改革に係る検討課題

次期全国大会議案提起のため、3月をめどに以下の検討を進める。

- (1) 財政一元化に伴う規定，規則の改廃。
- (2) 配算残額（経常費・支部費・組休保償費）の最終整理。
- (3) 地方資産の取り扱い。
- (4) 法人格取得期間の取り扱い。

◎組織改革

1. 組織の構成

- (1) 組織の構成
 - 中央本部・地方本部・支部の三段階とする。
- (2) 地方本部
 - 支社のエリアごとに設置する。また、地方本部は県連絡協議会を設置することができる。

- (3) 支部の設置
財政一元化に伴い、組織人員に基づく設置基準を設ける。
 - (4) 組織構成の検討
現時点の公社の地方組織見直しに対応したもの。
組織改革の視点は、より近いところに地方機関を設置すること。
2. 議決権および執行権
- (1) 地方本部
議決機関および執行機関は現行どおり。
地方大会代議員および地方委員の選出基準を統一する。
 - (2) 県連絡協議会
議決権および執行権を有しない。
 - (3) 支部
議決機関および執行機関は現行どおり。
支部大会代議員および支部委員の選出基準を統一する。
3. 各機関の任務と役割
- (1) 中央執行委員会
運動トータルの指導責任を負う。公社（本社）の機能と権限に対応した意思決定の責任を負う。
 - (2) 地方本部
支社対応を行うとともに、地方の運動に責任を持ち、地域の運動づくりや組合員サービスに視点をあてた運動の実践と支部指導を行う。
 - (3) 支部
組合員サービスを基本とした運動を実践する。また、事業に精通した政策提言型の労使関係を構築するとともに、「私たちの未来づくり宣言」に基づく運動を展開する。
4. 専従役員等の配置
- (1) 財政改革に合わせ、専従役員定数の算出基準を見直し、専従役員を減員する。
 - (2) 中央本部
郵政部門組合員10,000名に1名の割合で算出した定数とし、これに輸送部門、加入者福祉施設担当、青年部長を加える。当面3名を限度として定数保留をする。
 - (3) 地方役員
地方本部ごとに1,500名（現行1,000名）に1名の割合で定数を算出する。なお、地方の組織運営を維持するため、全国調整定数の措置を検討する。
 - (4) 職員配置
専従役員の配置見直しにあわせ、職員配置の見直しを検討する。
5. 役員を選出

- (1) 地方役員は各地方大会で選出する。尚、県連絡協議会を設置する場合、地本副委員長を県連絡協議会議長のあて職としない。

6. 支部の設置基準

- (1) 支部の設置
地域支部制を基本とし、各地方大会で決定する。
- (2) 全国大会代議員の選出基準400名を基本に、200名から400名を目安とする。この基準は非常勤を含み、基準を下回る場合は支部再編に取り組む。
- (3) 上記の基準によりがたい場合、地域性や局情に合わせた支部設置を可能とする。
- (4) 貯金地域センターについては、貯金JCの所在県を除き、地域支部に編入することを基本に、各地方で検討する。

7. 決裁機関

- (1) 定期全国大会等
 - ① 原則、毎年6月開催。会期は3日間とする。
 - ② 「人事大会（方針大会）」・2年間の運動方針を議論・決定。
「中間大会」補強すべき議案に限定する。
全国政策フォーラムと中間大会に組み入れ等を検討する。
 - ③ 代議員の選出基準、議決事項等は現行どおりとする。
 - ④ 中央委員会は現行どおりとする。
- (2) 地方大会等
 - ① 定期全国大会後に開催。会期は2日間とする。
 - ② 財政改革に基づき代議員等の選出基準を設定する。
 - ③ 地方委員会は全国大会及び中央委員会の前に開催し、会期は1日とする。
- (3) 支部大会等
 - ① 原則として7月に開催。会期は1日間とする。
 - ② 代議員の選出基準は組合員10名を1名とし、最低30名、最高80名とする。
 - ③ 支部委員会は地方委員会の前に開催する。

8. 会議運営

- (1) 中央・地方の会議設定は財政規模を念頭に組み立てる。
- (2) 中央・地方とも効率的な会議運営を設定する。

9. 青年部

- (1) 会議構成・資格
 - ① 青年部の構成は、現行どおり30歳以下の男性および女性組合員とする。
 - ② 年齢の基準日を定期全国大会第1日目とする。

10. 輸送部門

輸送部門の中央執行委員を2名選出する。組織運営等のあり方について検討する。

11. 事業団部門

簡易保険福祉事業団の公社統合に基づき、2004年の全国大会をもって事業団部門を廃止する。当面の間、担当中央執行委員1名を選出する。
というものであった。そして、この議案は有効投票361票中、賛成295票で可決されている。

7. 全通信労働組合同規約改正により日本郵政公社労働組合（JPU）規約の制定。

前号議案において新組合名を日本郵政公社労働組合とすることが承認されたので、全通信労働組合同規約の改正が行なわれることになり、新たな規約が、

日本郵政公社労働組合同規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は日本郵政労働組合（Japan Postal Workers' Union）といい、略称をJPUという。

(組織の対象)

第2条 組合は、郵政関係労働者および組合が加入を認めた者で組織する。

(目的)

第3条 組合は、組合員の団結と相互扶助によって、次の事項を実現することを目的とする。

- (1) 組合員の労働条件の維持、改善
- (2) 組合員の協同福利の増進
- (3) 組合員の社会的地位の向上
- (4) 郵政事業の健全な発展
- (5) 世界の労働者との協力による労働条件の向上と世界平和の確立
- (6) 前各号の目的達成のため必要な事項

(主たる事務所)

第4条 組合の主たる事務所を、東京都文京区後楽1丁目2番7号に置く。

(法人)

第5条 組合は法人とする。

第2章 組合員

第1節 組合員の資格及び地位の得喪

(組合員となる資格)

第6条 何人も、いかなる場合においても、人種・宗教・信条・性別・門地または、身分によって、組合員資格を奪われない。

2 次に掲げる者は組合員となる資格を有しない。

- (1) 監督的地位において人事に関する直接の権限を有する職員
- (2) 監督的地位において使用者の労働関係についての機密に接する職員

(3) その他使用者の利益を代表する職員

(組合員の地位の取得)

第7条 組合員は加入によってその資格を取得する。

2 組合員となろうとする者からの加入の申込みがあったときは、中央執行委員会においてその許否を決定する。

(組合員の種類)

第8条 組合員は次の2種類とする。

(1) 組合員

(2) 特別組合員

2 組合員のうち、別表第1の1に掲げる者を組合員、同表第1の2に掲げる者を特別組合員とする。

(組合員の所属支部)

第9条 組合員の所属支部は、別表第2に定めるところとする。

(組合員の地位の喪失)

第10条 組合員は、次に掲げる事由が生じたときは組合員たる地位を失う。

(1) 死亡

(2) 退職

(3) 脱退

(4) 除名

(5) 第6条第2項各号の欠格理由

(6) 第55条第3項の地位喪失事由

(7) 第56条第2項の地位喪失事由

2 前項(2)の事由が生じた場合においても、中央執行委員会が当該組合員について組合員たる地位の継続を決定したときは、組合員はその地位を失わない。ただし、中央執行委員会はこの決定をするにあたり、組合員たる地位を継続する理由又は期間を決定し、これを当該組合員に通知しなければならない。

上記の理由が消滅したとき、または上記期間が終了したときは、中央執行委員会は当該組合員の組合員たる地位の喪失を決定することができる。この場合、当該組合員は中央執行委員会の決定と同時に組合員の地位を失う。

(脱退)

第11条 組合員は、組合を脱退しようとするときは、所属支部を経由して、中央執行委員会に対し、文書による脱退届を提出しなければならない。

2 脱退は、前項の定めにより脱退届が提出されたときにその効力を生じる。

第2節 組合員の権利と義務

(組合員の権利)

第12条 組合員は、組合のすべての問題に参与する権利および均等の取扱いを受ける権利を有する。特別組合員は一切の選挙権・被選挙権を有しないものとする。

(組合員の義務)

第13条 組合員は次の義務を負う。

- (1) 規約を遵守し、組合機関の決定に服すること。
- (2) 組合費を納入すること。

(組合員の表彰)

第14条 組合に貢献し功労のあった者の表彰は、中央執行委員会で決定する規則の定めるところによる。

第3章 機関

第1節 全国大会

(地位及び権限)

第15条 全国大会は組合の最高決議機関とする。下記の事項については、全国大会の議決により決定しなければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 組合の解散
- (3) 運動方針
- (4) 他団体への加入、他団体との連合およびこれらの団体からの脱退
- (5) 予算および決算
- (6) 輸送部門組合員のストライキ権の行使に関わる権限の委譲

2 前項の(1)および(2)の議決は直接無記名投票による全代議員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

3 その他、全国大会の運営については全国大会で定める規程による。

(構成)

第16条 全国大会は、代議員、第36条の役員ならびに地方本部代表者(地本委員長)をもって構成する。

(招集の決定)

第17条 全国大会は、中央執行委員会の決定に基づいて中央執行委員長が招集する。

(招集の告示)

第18条 全国大会を招集する場合には、中央執行委員長は開会日より30日前までに、その日時、場所および議案を、組織機関紙で告示しなければならない。ただし、臨時大会の告示期間についてはこの限りではない。

(定期大会の招集)

第19条 定期大会は、毎年1回、原則として6月に招集する。

(臨時大会の招集)

第20条 中央執行委員長は、次の場合には50日以内に臨時大会を招集しなければならない。

- (1) 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- (2) 中央委員会において臨時大会の招集請求の決定があったとき。
- (3) 3分の1以上の地方本部（沖縄県本部含む）から各々の議決機関の決定に基づいて連名により議題を特定した文書をもって中央執行委員長に対して招集の請求があったとき。

（定足数，評決）

第21条 全国大会は、代議員、第36条の役員および地方本部代表者の構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 全国大会の構成員のうち、代議員以外の者は議決権を有しない。
- 3 議事は、この規約に別段の定めがある場合を除いては、代議員の3分の2以上が出席し、議長を除く出席代議員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（代議員）

第22条 代議員は全国大会に出席して、提出される議案を審議し、議決を行う。

- 2 代議員は、毎年大会直前に、地方本部（沖縄県本部含む）ごとに、組合員の直接無記名投票によって選出する。
- 3 代議員は、組合員400名に1名の割合で選出するものとし、400名未満の端数は201名以上の場合に1名を加える。

（運営）

第23条 全国大会の運営は、全国大会の決定する議事規程による。

第2節 中央委員会

（地位及び権限）

第24条 中央委員会は全国大会に次ぐ議決機関とする。

- 2 次に掲げる事項は、中央委員会の議決により決定することができる。なお、中央委員会の決定は全国大会に反することはできない。
 - (1) 運動方針に基づくとりくみ
 - (2) 労働協約に関する事項
 - (3) 特別会計支出の50億闘争積立金および全通福祉基金に係る支出に関する事項
 - (4) 臨時組合費の徴収
 - (5) その他全国大会から委託された事項

（構成）

第25条 中央委員会は中央委員、第36条の役員ならびに地方本部代表者（地本委員長）をもって構成する。

（招集の決定）

第26条 中央委員会は中央執行委員会の決定に基づき中央執行委員長が招集する。

(招集の告示)

第27条 中央委員会の招集の告示については、第18条の定めを準用する。

(定期中央委員会の招集)

第28条 定期中央委員会は毎年1回春に招集する。

(臨時中央委員会の招集)

第29条 中央執行委員長は次の場合、30日以内に臨時中央委員会を招集しなければならない。

- (1) 中央執行委員会が必要と認めた場合。
- (2) 中央委員定数の3分の1以上の中央委員の連名により中央委員会の権限に属する事項に関する議題を特定した文書をもって招集の請求があったとき。

(定足数、表決)

第30条 中央委員会は、中央委員、第36条の役員および地方本部代表者の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 中央委員会の構成員のうち、中央委員以外の者は議決権を有しない。
- 3 議事は、この規約に別段の定めがある場合を除いては、中央委員の3分の2以上が出席し、議長を除く出席中央委員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(中央委員)

第31条 中央委員は中央委員会に出席して、提出された議案を審議し、議決を行う。

- 2 中央委員は、定期全国大会の代議員が選出された後速やかに、地方本部（沖縄県本部含む）ごとに、代議員の中から組合員の直接無記名投票によって選出する。
- 3 中央委員は、組合員2,000名に1名の割合で選出するものとし、2,000名未満の端数については1,001名以上の場合に1名とする。また、上記の方法で選出される中央委員数の他、各地方本部（沖縄県本部を除く）ごとに1名を加えた中央委員定数とする。
- 4 選出された中央委員は全国大会において議長より指名される。
- 5 中央委員の任期は、当期の全国大会終了の翌日から次期の定期全国大会の開催の前日までとする。

(運営)

第32条 中央委員会の運営は、全国大会の決定する議事規程による。

第3節 中央執行委員会

(任務と権限)

第33条 中央執行委員会は、全国大会および中央委員会の議決に基づき組合の業務執行に関する意思を決定し、これに基づき組合業務を執行する。

(構成)

第34条 中央執行委員会は、主席会計監査員および会計監査員を除いた役員で構成する。

(会議の運営)

第35条 中央執行委員会は中央執行委員長が招集する。

- 2 中央執行委員会の議事は中央執行委員長が主宰する。
- 3 中央執行委員会は、議決権を有する役員³の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 4 中央執行委員会の議事は、この規約で別段に定めがある場合を除いては、議長を除いた議決権を有する出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 役員

(役員)

第36条 組合に次の役員を置く

中央執行委員長	1名
副中央執行委員長	1名
書記長	1名
財政局長	1名
中央執行委員	若干名
青年部長	1名
主席会計監査員	1名
会計監査員	4名

(任務と権限)

第37条 役員⁴の任務と権限は次のとおりとする。

- (1) 中央執行委員長は、組合を代表する。
- (2) 副中央執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 書記長は、執行業務全般を統轄する。
- (4) 財政局長は、財政業務を統轄する。
- (5) 中央執行委員は、中央執行委員会の決定により執行業務を分掌する。
- (6) 青年部長は、青年部業務を分掌する。
- (7) 主席会計監査員は、組合業務を監査し、これを統轄する。
- (8) 会計監査員は、それぞれ組合業務を監査する。

(選出と補充)

第38条 役員は、組合員の中から全国大会において代議員の直接無記名投票により選出する。

- 2 役員のうち、中央執行委員は、下記のとおり、部門別に選出する。

郵政部門	若干名
輸送部門	2名

- 3 役員に欠員が生じた場合には、直近の全国大会または中央委員会において、代議員または中央委員の直接無記名投票による補欠選挙を行って選出するものとし、その任期は前任者の残りの期間とする。

(任期)

第39条 役員は任期は2年とし、再選を妨げない。

- 2 役員は任期が満了した後も、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

(企業離籍)

第40条 役員は、組合の承認により、企業離籍して専従役員となることができる。

- 2 企業離籍の手続きは、全国大会の決定する企業離籍規程による。

(人事委員会の設置)

第41条 人事委員会は適切な人事配置を行うことを目的に中央および地方に設置し、その運営、構成等については全国大会の決定する人事委員会規程による。

第5章 下部組織

第1節 総則

(種類)

第42条 組合の内部に次の下部組織を設ける

- (1) 地方本部
- (2) 支部

(下部組織の義務)

第43条 下部組織は、規約、全国大会あるいは中央委員会の決定および中央執行委員会の指令・指示に従わなければならない。

(下部組織の規約および規定)

第44条 下部組織は、この規約に準じ、自らの規約および規定を定めることができる。

- 2 下部組織は、規約および規定を定めたとき、または改正したときには、速やかに中央執行委員会に届け出なければならない。ただし、その内容が本部規約に反する場合には、中央執行委員会はその訂正を指示することができる。下部組織はこの指示に従わなければならない。

第2節 地方本部

(設置)

第45条 地方本部は、別表第3に定める地域ごとに設け、議決執行の機関とする。なお、沖縄は県本部とし、地方本部に準じた組織とする。

(議決機関)

第46条 地方本部に議決機関として地方大会および地方委員会を置く。

(執行機関)

第47条 地方本部に執行機関として地本執行委員会を置く。

(連絡協議会)

第48条 地方本部は地方本部の執行を補助するため、原則として各都道府県単位に連絡協議会を設置することができる。

第3節 支部

(設置)

第49条 各地方本部に議決執行機関として支部を設置する。

2 支部の設置・統合・分割および廃止はすべて地方大会において決定するところによる。

(議決機関)

第50条 支部に議決機関として支部大会および支部委員会を置く。

(執行機関)

第51条 支部に執行機関として支部執行委員会を置く。

第6章 補助組織

(青年部)

第52条 組合活動の補助組織として中央本部および地方本部、支部に青年部を置く。

2 青年部は30歳以下の男性、女性組合員をもって構成する。

第7章 統制

第1節 執行権停止

(執行権停止と委譲)

第53条 中央執行委員会は、下部組織の執行委員会が中央執行委員会の指令・指示に従わないときは、その下部組織の執行委員会の執行権を停止することができる。

2 中央執行委員会は、前項により下部組織の執行委員会の執行権を停止した場合には、その執行権の行使を他の下部組織の執行委員会に委ねることができる。

第2節 再登録

(再登録の要件)

第54条 下部組織において多数の組合員が集团的に組織の統制の範囲を逸脱し、下部組織としての機能が全うされなくなった場合に、他の方法によって組織的な統制を回復することが著しく困難であると認められるとき、中央執行委員長は、中央執行委員会の決定によりその下部組織に属する組合員全員につきJPU組合員としての再登録を行わせることができる。

(再登録の申請)

第55条 中央執行委員会の決定による再登録の指令が発せられた場合には当該下部組織の代表者に通告し、当該組織の組合員に周知する。

2 前項の指令が発せられた場合、当該下部組織の組合員は指令に定められた期間内に所定の再登録申請書を提出しなければならない。

- 3 前項の規程による再登録の申請がなかった組合員は申請書提出期限の経過とともに、組合員の地位を失う。

(再登録の審査)

第56条 再登録の申請をした者に対しては、必要に応じて審査を行い、組合の統制に服することを認めない者については、中央執行委員会の決定をもってその組合員の再登録を拒否することができる。

- 2 前項の規定により再登録を拒否された組合員は、その者に対し再登録の拒否が通告されたときに、組合員の地位を失う。

(中央執行委員会の議決方法)

第57条 第54条および前条第1項の中央執行委員会の決定は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の全員一致の議決をもって行わなければならない。

(下部組織の執行機関)

第58条 中央執行委員会の再登録指令が発せられた場合は、当該下部組織の執行委員会は執行権限を失う。

(議決機関の承認)

第59条 中央執行委員会は、再登録を実施した場合には直近の全国大会に報告し、第54条の再登録の決定および第56条第1項の再登録拒否の決定につき、その承認を得なければならない。

- 2 第54条の再登録決定につき全国大会の承認が否決された場合には、第55条第3項および第56条第2項の規程により組合員の地位を失った者は地位喪失の時に遡ってその地位を回復し、第58条の規定により執行権限を失った当該下部組織の執行委員会は執行期限を回復する。

- 3 第56条第1項の再登録否決の決定につき全国大会の承認が否決された場合には、同条第2項の規定により組合員の地位を失った組合員は、地位喪失の時に遡って、その地位を回復する。

第3節 制裁

(制裁の事由)

第60条 組合員が次の各号の一つに該当する場合には、制裁する。

- (1) 組合の規約、また議決機関の決定に違反したとき。
- (2) 組合の団結または統制を乱す行為があったとき。
- (3) 組合の名誉を汚す行為があったとき。
- (4) 正統な理由なしに組合費を3ヵ月以上滞納したとき。

(制裁の種類)

第61条 制裁の種類は次の通りとする。

- (1) 除名

(2) 権利停止

(3) 警告

(制裁の効果)

第62条 除名は、組合員としての地位を失わせる。

2 権利停止は、組合員としての地位を保有したまま制裁に定められた一定の期間組合員としての権利を失わせる。

3 警告は、組合員としての義務に違反する行為のあったことを本人に自覚させて反省を求め、将来を戒める。

(制裁手続の開始)

第63条 中央執行委員長は、次の場合に、組合員の制裁手続を開始する。

(1) 支部執行委員会から、支部議決機関の決定に基づき、地本執行委員会の承認を経て、その支部所属の組合員に対する制裁の申請があったとき。

(2) 地本執行委員会から地本の議決機関の決定に基づき、地本執行委員会の承認を経て、その地本所属の組合員に対する制裁申請があったとき。

(3) 中央執行委員会が組合員の制裁の必要を認めたとき。

(制裁事案の審査)

第64条 前条の制裁を審査するため、中央本部に審査委員会を設置し、審査結果について中央執行委員会に報告する。審査委員会の運営および構成は全国大会で別に定める審査委員会規程による。

2 中央執行委員長は、前条の規定により制裁手続を開始する場合は、制裁事案を審査委員会に付託して審査させなければならない。

3 審査委員会は、制裁事案を審査する場合には本人に対し審査委員会の面前における弁明の機会を与えなければならない。

4 審査委員会は、制裁事案につき、できるだけ速やかに答申しなければならない。

(制裁の決定)

第65条 中央執行委員会は制裁に関する審査委員会の答申に基づき制裁を相当と認めたときは、直近の全国大会又は中央委員会に制裁の提案をしなければならない。

2 全国大会または中央委員会は、中央執行委員会の提案に基づき、出席代議員または出席中央委員の3分の2の賛成により制裁を議決する。ただし、除名の制裁を議決するときは、直接秘密の無記名投票によらなければならない。

(緊急措置)

第66条 中央執行委員会は、組合員に制裁に値する行為があり、かつ団結を維持するために緊急の必要があると認めたときは、制裁についての決定があるまでの間、組合員としての権利の全部または一部を仮に停止することができる。

2 前項の場合、全国大会または中央委員会において制裁の可否についての決定がなされ

ないときは、緊急措置はその効力を失う。

(勧告)

第67条 中央執行委員会のほか、各級下部組織の執行委員会は、所属の組合員に制裁事由に該当する疑いがあると判断した場合には、必要に応じて実情を調査した上、その組合員に適当な勧告を行うことができる。

(制裁の取消し)

第68条 制裁は中央執行委員会の提案に基づき、全国大会または中央委員会の議決により、将来に向かって取消することができる。

2 制裁の取消しは、制裁を受けた組合員が制裁事由について反省し、再び違反しないことおよびこの組合の規約、大会決定に従うことを誓約した場合にこれをなす。

3 中央執行委員会の制裁取消しの提案は審査委員会の答申を経なければならない。

(制裁取消しの効力)

第69条 除名につき制裁取消しの議決があったときはその時点から組合加入資格を回復する。

2 権利停止につき制裁取消しの議決があったときは、組合員としての一切の権利を回復する。

第8章 犠牲者救済

(救済の対象)

第70条 組合員が組合の機関決定に従った活動によって損失を被った場合には、組合において救済する。

(犠牲者救済規程)

第71条 犠牲者救済については、全国大会で定める犠牲者救済規程による。

第9章 会計

第1節 組合費

(組合費の種類)

第72条 組合費は定期組合費と臨時組合費とする。

(定期組合費)

第73条 組合費は月額を単位として定め、これを納入する。

2 組合費の決定および変更は全国大会で決める。

3 組合費の徴収は別表4による。

4 組合費の納入は、それぞれの組合員としての資格を取得した日の属する月よりとし、脱退および除名の日の属する月まで組合費を納入する。

5 納入した組合費は一切返さない

6 組合費の徴収は地方単位に行い、中央本部に納入する。

(臨時組合費)

第74条 特別な必要が生じた場合には、全国大会または中央委員会の議決に基づき、臨時組合

費を徴収することができる。

第2節 組合費の免除

(組合費の免除)

第75条 休職者については、休職発令日の属する月から組合費を免除する。ただし、犠牲者救済規程の適用を受ける休職者および専従休職者についてはこの限りではない。

2 育児休業および介護休暇を取得した者が、無給になった月は組合費を免除する。

3 前2項に該当する者が職場復帰した場合には、復帰の日の属する月の翌月から組合費を納入しなければならない。

(臨時組合費の免除)

第76条 特別組合員および中央執行委員会による免除の決定があった者については、臨時組合費を免除する。

第3節 会計処理

(会計処理)

第77条 組合の会計は次の通り分類して処理する。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

(寄附金)

第78条 中央本部への寄附金の受領は会計処理規程の定めによる。

(会計年度)

第79条 組合の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(会計処理規程)

第80条 会計処理については全国大会で定める会計処理規程による。

第4節 会計監査

(会計監査)

第81条 組合の会計監査は、会計監査員と職業的に資格のある会計監査人によって行う。

(会計監査員)

第82条 会計監査員は、組合の財産の保管状態、会計収支の処理について、毎会計年度の四半期ごとに監査し、また会計の処理について助言を行う。

2 会計監査員は、会計監査を行った後、その結果を組合機関紙に公表し、かつ次期の議決機関に報告しなければならない。

(職業的に資格のある会計監査人)

第83条 組合は毎年1回職業的に資格のある会計監査人による会計監査を受けなければならない。

2 前項の会計監査は、毎会計年度終了後速やかに行うものとし、その結果について中央執行委員会に報告させなければならない。

3 中央執行委員長は、監査報告を受けたときは会計監査人の正確であるとの証明書とと

もに、速やかに組合員に報告しなければならない。

(会計監査規程)

第84条 会計監査については全国大会で定める会計監査規程による。

第10章 年金・退職者総合共済

第85条 組合は年金共済、退職者総合共済の各事業を行うことができる。なお、各々の規程は別に全国大会で定める。

附則

(代議員、中央委員の決定基準)

第86条 この規約に定める代議員、中央委員の決定にあたってその基準となる組合員数は、別表第1の1項に定める組合員の定期組合費既納員数を前年4月から当年3月までの1年間の平均によらなければならない。

(規約の施行)

第87条 この規約は昭和25年9月29日から施行する。

2 2004年6月23日改正施行。

別表第1 組合員の範囲と種類

1. 組合員

- (1) 郵政職員本務者
- (2) 再任用職員
- (3) 郵政短時間職員
- (4) 郵政輸送関連会社の本務社員
- (5) 臨時補充員
- (6) 非常勤職員、非常勤社員（6ヵ月以上継続雇用されているもので、パートを含む）
- (7) 逡信看護学院生
- (8) 共済組合職員
- (9) 企業離籍した者および退職者、組合活動を理由に解雇、免職により職員としての資格を失った者で、中央執行委員会が理由または期間を定め、組合員としての資格の継続を認めたもの。
- (10) そのほか組合員資格喪失事由に該当するものについて、特別な事情があり、中央執行委員会が組合員としての資格の継続を認めたもの。
- (11) 中央執行委員会が組合員として特に認めたもの。

2. 特別組合員

- (1) 組合機関の決定により外部団体の役職員であるもの。
- (2) 外部労働団体等の役員である者および組合機関の決定により公職選挙法にもとづく選挙に立候補したもので、中央執行委員会が特別組合員としての資格を認めたもの。
- (3) 全逡信労働者共済生活協同組合の常勤役員および部長。

別表第2 組合員の所属支部

組合員の種類	所属支部
1 別表第1の組合員(1)～(8)に該当する者	業務に従事している職場において結成されている支部
2 別表第1の組合員(9)に該当する者	以前、郵政省、郵政事業庁、日本郵政公社、郵便輸送関連会社、簡保事業団に在籍していたときに所属していた支部。ただし地方本部の議決機関の議決により所属支部を変更できる。
3 別表第1の特別組合員	以前、郵政省、郵政事業庁、日本郵政公社、郵便輸送関連会社、簡保事業団に在籍していたとき所属していた支部
4 別表第1の組合員(10)及び別表第1の特別組合員(3)で、郵政省、郵政事業庁、日本郵政公社、郵便輸送関連会社、簡保事業団に在籍したことのないもの。	所属支部は定めず、中央執行委員会が定める。

別表第3 地方本部等管轄地域

地方本部	管 轄 地 域
北 海 道	北海道
東 北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
東 京	東京
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉
南 関 東	神奈川・山梨
信 越	新潟・長野
東 海	岐阜・静岡・愛知・三重
北 陸	富山・石川・福井
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄県本部	沖縄

別表第4 部門別組合費の内訳

区別 部門別	一般会計算出基準	特別会計	
		特別組織 積立策金	犠牲者救済 積立金
1 組合員 (郵政部門)	定率1000分の17+定額1,000円	150円	50円
2 組合費 (新入組合員)	(定率1000分の17+定額1,000円) × 2分の1	150円	50円
3 組合員 (郵政短時間職員)	(定率1000分の17+定額1,000円) × 2分の1		
4 組合員 (再任用フルタイム)	(定率1000分の17+定額1,000円) × 2分の1		
5 組合員 (再任用短時間)	(定率1000分の17+定額1,000円) × 2分の1		
6 組合員 (輸送部門)	定率1000分の17+定額1,000円	150円	50円
7 組合員 (輸送第二)	定率1000分の12+定額1,000円	150円	50円
8 組合員 (非常勤職員など)	定額1,000円		
9 特別組合員	定率1000分の17+定額1,000円		

※新入組合員の扱いは加入より6か月間とする。

第50回全国大会確認事項

規約第33条にもとづき、中央執行委員会の付属機関として「全通総合研究所」を設置し、組合活動および労働者福祉に関する総合的な調査・研究にあたる。

第54回全国大会確認事項

「特別専従職員制度」について

2000年度より下記の要項で組織の活性化と人材育成を目的に「特別専従職員制度」を実施することとする。

- (1) 名称は「特別専従職員」とする。
- (2) 任期は1期・2年とし、再任は行わない。
- (3) 任務は地本執行委員の補佐と地本書記局業務を分掌することとする。従って、配置は地方本部に限る。
- (4) 推薦される者は、地方人事委員会および地方執行委員会の議を経て、中央執行委員会の承認を得ることとする。承認される場合は、人事要件として地方大会で確認・決定することとする。

- (5) 身分は在籍専従役員に準ずる。
- (6) 処遇については、賃金規則第3章の専門委員の処遇とし、第14条をもって本俸各種手当を支給する。
- (7) 原局復帰をした場合は、本部負担により犠牲者救済規程に基づき救済を適用する。
- (8) 勤務条件等については、地方本部役員に準ずるものとする。

第58回臨時全国大会確認事項

1. 第59回定期大会に係る取り扱い

- (1) 第58回臨時全国大会・第2号議案「規約改正(案)」は、その施行日を大会第一日目となる2004年6月23日としており、第59回定期全国大会に新規約に基づいて開催することになります。
- (2) したがって、第59回定期全国大会の公示等、大会諸準備の取り扱いについては、経過措置として現行規約を新規約に読み替えることとなります。

2. 連合派遣役員の身分保障について

第54回定期全国大会確認事項のうち、「地区本部廃止に伴う連合派遣役員の身分保障について」を、以下の通り整理し、新たに第58回臨時全国大会確認事項とします。

政策・制度のとりくみの強化をめざす立場から、連合および地方連合派遣役員について下記により取り扱うこととします。

- (1) 身分保障の対象とする連合役職は、連合本部役員および地方連合三役とし（いずれも専従役員の場合）、その任期中の人件費については連合および地方連合還付金の本部納入を原則に、その者の人件費は中央本部負担とする。
- (2) 身分保障の対象となる連合本部役員に就任する場合、連合本部役員候補者は、あらかじめ中央人事委員会の確認を経て、中央執行委員会の承認を得るものとする。また、地方連合三役に就任する場合は、地方人事委員会および中央人事委員会の確認を経て、中央執行委員会の承認を得るものとする。
- (3) 連合本部役員および地方連合派遣に伴い、専従休職に該当した者については、専従役員と同等の扱いとし、犠牲者救済規程を適用する。
- (4) 現在地方連合三役以外の地方連合役員派遣者については、現在の任期中に限り、上記(1)の扱いとし、(3)についても同様とする。

という形で制定されている。なお、全通信労働組合同約の日本郵政公社（JPU）労働組合同約への改正は、有効投票362票中、賛成301票、反対61票で承認されているが、改正規約の附則第87条第2項にみるごとく、「2004年6月23日改正施行」とあるように、次期の第59回定期全国大会の初日から施行されるもので、2004年6月22日までは全通信労働組合同約が継続することになっており、そのことは第58回臨時全国大会確認事項の1にあるとおりで、全通の名称は2005年6月22日まで続くことになる。

ところでこの第58回臨時全国大会においては、大会アピールは出されなかったが、より重要な

ものとして、「私たちの未来づくり宣言」の予備提起が行なわれている。その要項を挙げれば、
私たちの未来づくり宣言

1 基本理念

ピープル・ファースト～あなたが生きて行くために～

2 私たちの使命（ミッション）

〔私たちは「3つの力」を創造することで、あなたの未来を創ります〕

- あなたが誇りと希望を持って生き活きと働けるよう「働く力」を創造します。
- あなたが郵政サービスを通じ、お客様と地域社会に貢献できるよう「事業の力」を創造します。
- あなたが公正・安心・活力ある暮らしができるよう「社会の力」を創造します。

3 私たちの活動（アクション）

〔私たちはミッションを実現するために「7つの活動目標」にチャレンジします〕

- 自分づくり：一人ひとりの「自己実現」とライフプラン実現をサポートします。
- 仲間づくり：働く者の共助と連帯によるユニオン・パワーを形成します。
- 生活づくり：安心して暮らせる総合的なセーフティーネットを構築します。
- 仕事づくり：雇用創出と働きがいのある労働環境，ワークルールを確立します。
- 事業づくり：持続可能な経営基盤の確立と高品質な郵政サービスを提供します。
- 地域づくり：人権，福祉，教育が大切にされる地域コミュニティーを形成します。
- 地球づくり：自然環境との共生と平和な国際社会づくりに向けて協働します。

4 組織運営の指針

〔私たちは労働組合の組織運営にあたって、「9つの指針」を約束します〕

- 組合員を主役にした運動と組織運営をはかります。
- 多様な価値観を相互に尊重し合う組合風土を創ります。
- 単一組織と全国ネットワークの長所を最大限に活用します。
- 迅速な意思決定を可能にするフラットな組織をめざします。
- 各機関の役割と責任を明確にした組織運営を徹底します。
- 現場のエネルギーを最大限活かす組織機能を確立します。
- 知恵と経験の蓄積をはかるとともに政策立案機能を強化します。
- 双方向でダイレクトな情報交流システムを構築します。
- 次代を担う人材育成と組合員の自立支援にとりくみます。

というものである。

12月5日、6日には、鶴岡市のホテル八乙女において県連協支部共済代表者会議が開かれ、県連協のとりくみ、年金共済のとりくみ、各支部のとりくみの状況が報告され、各種事務の取り扱いに関する協議が行なわれている。

12月14日、15日には天童市のいちらくにおいて東北地本第8回執行委員会が開かれている。

12月19日、鶴岡市の湯殿山ホテルにおいて山形県連協幹事会が開かれ、03運動方針の中間総括と今後の運動、共済関係、第58回臨時全国大会決定と今後の課題、第5回連協総会関係、年末オolgについての話し合いが行なわれているが、とくに第59回定期全国大会から全通信労働組合が日本郵政公社労働組合（JPU）と名称変更になることについて、それは単なる名称変更ではなく、新たな労働運動の構築のための「選択と集中」にとって必要となることを確認している。

12月23日には福島県いわき市において東北地本第9回執行委員会が開かれている。

年が明けて2004年1月13日、14日、仙台市の全通東北地本において東北地本第10回執行委員会が開かれている。

8. 第119回中央委員会

1月20日、山形市のビッグウイングにおいて県連協第3回支部長書記長会議が開かれ、パワーアクション委員会、03前期運動総括と地本大会までの取り組み、共済関係についてが話し合われるとともに、第119回中央委員会に向けての県連協としての意見集約が行なわれている。

2月4日、5日に仙台市の岩沼屋において全通東北支部長書記長会議が開かれ、第119回中央委員会に向けての全通東北としての意見集約が行なわれているが、そのあと同会場で東北地本三役会議がもたれている。

2月12日、13日の2日間、東京都の全通会館ホールにおいて全通第119回中央委員会が開催されているが、冒頭に行なわれた中央執行委員長石川正幸の挨拶は、

〔社会経済情勢〕

日本経済は緩やかな回復傾向にあると言われているが、その背景にはリストラや賃金抑制による労働者の犠牲と業績回復のために奮闘した労働者の貢献があることを、経営側はしっかりと認識すべき。

勤労者世帯の実収入のこれ以上の悪化は、労働者の活力を奪い、将来不安を加速させるもので、私たちの我慢はすでに限界に達していると言わざるを得ない。

〔アクションプラン〕

こうした経済情勢にあって、公社の経営、特に郵便事業は厳しい状況で推移。人件費削減や調達コスト削減は1つの手段であって、目的であってはならない。収益構造を改善するため、営業力の強化、営業体制の整備、さらにはお客さまから選ばれる商品やサービス改善を進めることによって、構造的な体質改善を急ぐ必要がある。

調達コスト削減の一環として、運賃の引下げや競争契約の導入が順次実施され、通送部門組合員の雇用と労働条件に大きな影響を与えている。各地方本部、通送部門との連携を図りつつ、あらゆる知恵と行動を駆使し、通送部門組合員の雇用不安解消に向けた取組に全力を挙げる。

〔春季生活闘争〕

'04春闘は、全ての労働者の生活防衛にかけた闘いとして、連合方針の諸行動に積極的に参加する。

公務労協は、今春闘を中期的な新たな取組のスタートと位置づけ、公共サービスのあり方を政策として確立すべく議論を開始。全通も春闘再構築を念頭に、公務労協の政策確立に向け、積極的に取り組む。

〔郵政事業の民営化問題への対応〕

民営化を前提とした検討の場が政府部内に設けられたことを重く受けとめ、具体的対応策を組み立てる。その基本スタンスは次の通り。

- ① 公社は長年の国民的議論の結果として選択されたもので、その業績評価もないまま民営ありきの議論は到底容認できるものではない。
- ② 公社が誕生して間もない段階での民営化議論は、懸命な経営努力に水を差すもの。
- ③ 全通は、公社経営の健全化に一層努力をするとともに、積極的な政策提言とその実現に取り組む。

今後の民営化議論の推移は郵貯・簡保資金をめぐる金融問題が大きな争点になると想定。郵貯・簡保資金を、より身近なものとして、地域社会に役立てる観点から組み立てられた「地域金融研究会」の最終報告を、全通の政策提言活動として内外にアピールしていく。

〔参議院選挙〕

郵政事業をめぐる政治動向と密接な課題として参議院選挙の取組がある。全通の政策実現と、政権交代の足掛かりを確固たるものにするために、内藤正光候補と小林正男候補の必勝と選挙区推薦候補の当選に向け、万全の取組を要請する。

〔おわりに〕

間もなく「日本郵政公社労働組合・JPU」の誕生を迎えるが、単に名称を変え、組織と財政を変えるだけでは魂が入らない。公社時代にふさわしい労働運動の構築、組合員の意識改革が伴ってこそ真の改革となる。人事制度改革は働き方の改革であり、コミ・ルールは労使関係の改革である。次期全国大会に向け、全機関が「未来づくり宣言」を豊富化させ、JPUのスタートにふさわしい運動づくりを要請する。

と要約されている。

議案は、「2004春季生活闘争をはじめとする当面のとりくみについて」であったが、「提案にあたって」として、

1. 日本経済は輸出や設備投資の増加等によって、「景気回復の兆しが見えつつある」という論調の一方で、家計の回復が遅々として進まない実態にあり、自律的な景気回復の展望は開けていません。また、デフレ経済の深化や依然として5%台の高水準で推移している失業率に対し、政府の対策は機能不全に陥っています。
2. 政治をめぐる動きは、昨年11月9日の衆議院選挙において、民主党が大幅に議席数を伸ばし、政権交代が可能な二大政党制に向け、歴史的な一步を踏み出しました。しかし、自民党は改選議席数を減らしたものの、与党の安定過半数獲得を背景に、イラクへの自衛隊派遣問題や年金制度改革等、国民不在の国会運営を強行しています。

3. また、^(純一郎)小泉首相の再選に伴い、郵政事業の民営化問題が再び政争の具にさらされようとしています。郵政事業は、すでに国民的な議論によって公社化が選択され、さまざまな改革の緒に就いた段階にあります。その業績評価もないままに民営化にありきの議論は、私たちの労働意欲や公社の経営努力に水を差すものです。私たちは、これらの政治動向を見極めつつ、国民生活や地域社会等に視点をあてた政策確立を急がなければなりません。
4. こうした中で、私たちの賃金は、2年連続してマイナスに至る等、かつて経験のない厳しい事態に直面しました。2004春季生活闘争は、まさに生活防衛をかけた闘いであり、連合方針に基づく各種行動に積極的に参加するとともに、昨年10月15日に発足した「公務公共サービス労働組合協議会（略称：公務労協）」の政策確立に向け、中央段階のとりくみを強化することとします。
5. 連合は、2004春季生活闘争の基本スタンスとして、①政策制度要求の実現、②ミニマム運動課題による共闘強化、③社会的合意形成の促進、④通年のなとりくみによる総合生活改善を掲げ、とりわけ「中小・地場組合の共闘強化」にとりくむとしています。私たち全通としても、全国に展開する組織網を活かし、中小・地場組合への支援活動にとりくむこととします。
6. 第119回中央委員会の任務は、2004春季生活闘争のとりくみを中心に、人事制度改革やコミールール見直し等、公社時代にふさわしい処遇と労使関係を確立し、併せて第58回臨時全国大会で決定した「組織改革」の実践に向けた諸準備、さらには第59回定期全国大会（旭川）以降、実践組織化の本格展開をめざした諸準備に万全を期すこと等です。
7. 私たちは、公社設立という新時代の当事者であり、この歴史的な転換に対応するとともに、公社時代における郵政労働運動の構築をめざし、第58回臨時全国大会において「私たちの未来づくり宣言」を予備提起しました。各機関は、「未来づくり検討委員会（仮称）」を設置し、公社時代における郵政労働運動をつくりあげるための徹底した議論を要請し、以下、2004春季生活闘争の具体的とりくみを提起します。

という提起がなされ、「2004春季生活闘争の主要なとりくみ」が、

1. 2004春季生活闘争の進め方
2. 2004春季生活闘争の具体的なとりくみ
 - (1) 賃金水準の維持
 - (2) 賃金要求の再構築
 - (3) 非常勤職員等の処遇改善のとりくみ
 - (4) 労働時間短縮等のとりくみ
 - (5) 暮らしの安心・安全を確立する政策制度の要求ととりくみ
 - (6) 諸手当の改正
 - (7) 寒冷地手当の見直し動向に対すとりくみ
 - (8) 社宅使用料等の改定に対すとりくみ
 - (9) 総合的なセーフティネットの構築

3. 郵政事業をめぐる政治動向へのとりくみ

(1) 基本的考え方

- ① 第2次小泉政権^(純一郎)の発足によって「郵政民営化」が現実的な課題となり、かつその進捗が具体的な政治日程にのぼったものと判断します。
- ② したがって、本部として「経済財政諮問会議」での議論をはじめ、その検討動向には最大限の関心を払いつつ、万全なとりくみ態勢を確立していきます。
- ③ 労働組合の基本的な役割は、組合員の雇用を確保していくため、事業の将来展望を確実なものとしていくことにあります。そのミッションの実現のため民営化問題の「時間軸」を意識しながら具体的な対応策を組み立てていくこととします。

(2) 「郵政民営化議論」に対するスタンス

- ① 小泉首相^(純一郎)のリーダーシップで行われている現下の「民営化議論」には、以下のスタンスで臨んでいくこととします。
 - a. 郵政事業のあり方については、長年の国民的議論の結果として、2003年4月に「日本郵政公社」に移行したわけであり、その業績評価もないままに「2007年民営かありき」の議論は、到底容認できるものではない。
 - b. 公社化によって郵政事業は三事業とも「市場メカニズム」の中に組み込まれ、現在、厳しい経営環境の中で「中間経営目標」及び「アクションプラン」の実現に労使とも懸命な努力を行っている最中にあり、その経営努力に水を差すものである。
 - c. 全通は、上記の立場にたって、今後とも公社経営の健全化に一層努力していくとともに、郵便局ネットワークの有効活用や郵貯・簡保の資金運用を通じた地域貢献策、経済活性化策を積極的に政策提言し、その実現にとりくんでいく。
- ② 今後の政治動向や経済財政諮問会議の検討状況などを慎重に判断しつつ、郵政部内関係団体とも連携・協力しながら適時・的確な対応をはかっていくこととします。
- ③ 政策提言活動として、郵貯・簡保資金を、より身近なものとして地域社会に役立てる観点から『地域金融に新たな地平を』（仮題）を早急にとりまとめ、内外にアピールしていきます。
- ④ 地方段階では、郵政事業をめぐる動向や公社経営に関わる情報の共有化、問題意識の深化にとりくみ、今後のあらゆる展開に備えた態勢づくりをはかっていきます。

4. 公社の経営基準に向けたとりくみ

5. 人事制度改革に関する中央交渉の大綱整理と判断

6. コミュニケーション・ルールの見直しに関する中央交渉の大綱整理と判断

7. 「私たちの未来づくり宣言」の創造に向けて

8. パワーアップ行動のとりくみ

9. 第20回参議院通常選挙のとりくみ

- (1) 第43回衆議院選挙は、私たちが支持する民主党が大きく議席を伸ばし、政権交代が可能

な政治状況を創り出しました。第20回参議院選挙は、政権交代を確実なものとするため、全国でその役割を果たすこととします。

- (2) 全通の政策実現のため、東日本所在の各地方本部は「内藤正光」(現)、西日本に所在する各地方本部は「小林正夫」(新)を比例区推薦候補として必勝をめざすこととします。同時に、選挙区推薦候補についての全員の当選に向け、万全のとりくみを行うこととします。

10. 部門別のとりくみ

- (1) 遞送部門のとりくみ
- (2) 事業団部門のとりくみ

という形で打ち出されて承認されている。しかし、3の「郵政事業をめぐる政治動向へのとりくみ」にみられるように、首相小泉純一郎が推進しようとしている「郵政民営化議論」が「2007民営化ありき」という方向に進められていることに警戒を強めなければならなくなっている事態が生じていたのである。

9. 「人事参与制度」と「コミルール改正」

ところで、この第119回中央委員会の決定において重要なのは、「人事給与制度」と「コミルール改正」についてのとりくみが承認されたことで、前者は、5の「人事制度改革に関する中央交渉の大綱整理と判断」において、

(1) 郵政本務職員の人事制度改革

- ① 人事制度改革に対する全通の考え方及びこれまでの経過については別冊(省略一岩本)で明らかにしているとおり、全通方針に基づき能力・実績型の人事制度改革に向け、透明性・納得制・客観性・公正性を確保する立場で、人事制度全体をトータルパッケージとして交渉を進めてきました。
- ② 特に、人事評価制度については、評価基準の公開、自己評価、多段階評価、評価結果のフィードバックと対話の各システムと職員満足度調査を導入し、これまで団体交渉事項とならなかった事項についても実質論議を行い、役職者への志願制昇任選考システムや再採用制度の導入など、実施に向けて労働協議を進めるとともに、降任・降格基準、人事評価基準等を協約事項として扱うことになりました。
- ③ 苦情処理については、第三者機関の扱いは見送られたものの、新昇格制度の反省を踏まえ、解決機能を重視した制度としました。
- ④ これにより、全通が第56回大会で決定した「公社における新たな処遇に向けた全通の基本的考え方」に基づく中央交渉は、ほぼ到達点に達したとの判断から中央交渉の大綱整理をはかりました。なお、継続交渉事項については、後述の(5)により取り扱うこととします。

(2) 高齢再任用及び郵政短時間職員の人事制度

- ① 高齢再任用職員については、年金受給年齢の引き上げに対応し、一般国家公務員の制度に準じて制度が構築されていることを踏まえ、人事評価の対象としないこととしました。

- ② また、郵政短時間職員についても現行定期昇給はあるものの、特別昇給はなく、またボーナスの仕組みも違うなど、人事評価を実施し、能力・実績を反映するには制度上に無理があることから人事評価の対象外としました。
 - ③ しかし、高齢再任用職員及び郵政短時間職員とも、一部郵便の手当創設に関連し、郵便関係調整額加算額を廃止するとともに、本務者の郵便関係調整額を考慮しつつ、郵便関係調整額を引き下げることにしました。
- (3) 郵政公社共済組合員の人事制度改革
- ① 郵政公社共済組合から、共済組合員の人事評価制度についてすでに周知したとおり提案されています。今後、これまで郵政職員に準じて給与制度を適用してきた経過から、昇格制度及びボーナスへの評価の反映等が提案されるものと判断されます。
 - ② 今回の大綱整理に伴い、順次改正案が具体的に提案されてくるものと考えますが、具体的に提案され次第、関係組合員への周知を徹底しつつ、郵政職員との相違点等明確にしながらかentral交渉を進めます。中央交渉の大綱整理については中央執行委員会の責任で判断することになりますが、大綱整理等に至った場合、別途職場討議に付し、第119回中央委員会で承認を求めるとします。
- (4) 非常勤職員制度改革
- ① 非常勤職員制度改革については、各種効率化施策の実施に伴い活用領域が拡大しているとともに、非常勤職員個々人に期待する職務内容も高度化しており、非常勤職員の戦力化をはかるため、安定雇用の道を確保するため、「賃金制度、訓練、呼称、ネームプレート、表彰、職員証」等の制度を改善していくことで交渉を進めてきました。
 - ② 特徴的には、現行の郵政最低賃金から、職務の広さとその習熟度により賃金を決定する賃金体系に改正し、基本給部分には地域別基準額と職務加算額、加算給部分には基礎評価給と資格給とで再構築し、主任以上による評価を実施した上で、基本的にはスキル評価によりスキルが高く勤務日数が多い非常勤職員は現行の年収より高くなると想定しています。
 - ③ また、評価期間が6ヵ月間とすることにより1年以上の勤務経験があれば雇用予定期間は6ヵ月間となり、一定の雇用環境の改善がはかれると判断します。しかし、現行の非常勤職員制度の根幹である日々雇用問題は閣議決定等もあり、解決には至っていませんが、引き続き前記した方針のとおりとります。
- (5) 継続交渉課題の第119回中央委員会における取り扱い
- ① 内外移動、CDP関連事項、その他一部検討中としている事項で、協約改正を伴わない事項については、2004年4月1日までに明らかにします。
 - ② 基礎昇給における評価の反映は、生涯賃金に影響を及ぼすことから、平成⁽²⁰⁰⁴⁾16年度の実施を見送ったものの、平成⁽²⁰⁰⁵⁾17年度の実施については労使の主張が未整理であり、平成⁽²⁰⁰³⁾15年度の評価結果を見て判断することとし、継続扱いとしました。

- ③ 事業別業績のボーナスへの反映については、⁽²⁰⁰³⁾ 会社が当初主張していた平成15年度の一時金での導入を見送らせたものの、現時点の考え方として提案されている業績の考慮要素(案)について未整理となっていることから、地方の意見を集約しつつ交渉を継続していくこととします。
- ④ 評価基準では郵便関係における法人営業以外の営業専門要員、保険事業における業績評価における費用対効果の目標額における達成状況の基準、三事業における交通事故の評価の扱いは未整理となっており、引き続き交渉を継続します。
- ⑤ 新設する郵便関係手当については、一定の回答が示されているものの、平成⁽²⁰⁰⁴⁾16年度以降の営業方針等との関係もあり、手当制度やその認定基準について継続扱いとしたことから交渉を継続します。
- ⑥ 12月19日に提案された「効率化保障協約の一部改正」については、継続扱いとして交渉を継続します。
- (6) これら交渉継続事項については、第119回中央委員会に向けて交渉を整理するもの、中央委員会後から2004年4月1日までに明らかにしていくもの、同4月1日以降も継続していくものがあります。
- 第119回中央委員会前に整理されたものは議案としてUI-NETで職場討議に付すこととします。また、整理できなかった事項については、第119回中央委員会において、その時点の状況を報告するとともに、その後の取り扱いについては地本書記長会議で検討しつつ、最終判断について中央執行委員会に一任を求めることとします。
- (7) なお、今回の人事制度改革の大綱整理に伴い、⁽²⁰⁰⁴⁾ 現行の新昇格制度における関係協約については、平成16年4月1日実施に関わる苦情処理協約等一部協約が新昇格制度に関する処理が最終的にすべて終了する時点まで暫定的に存続するものの、1996年12月24日締結の「内務職群及び外務職群に属する職種にある職員に対する昇格の実施に関する協定」および他の新昇格に関する協約についてはすべて廃止します。また、時間的な問題から、ひとまず新昇格制度におけるチャレンジシートと考課制度については廃止することとしました。
- (8) 以上、人事制度改革に関わる中央交渉については、上記のとおり一部継続扱いとしているものがあるものの、制度全体的には大綱整理したことから、今後、継続交渉事項の扱いも含め、第119回中央委員会において承認を求め、その上で関係協約を締結することとします。ということが明らかにされ、また、後者は6の「コミュニケーション・ルールの見直しに関する中央交渉の大綱整理と判断」において、
- (1) コミュニケーション・ルール（以下、「コミルール」という）の見直しについては、第51回大会（1997年・岐阜）において、営業時代に対応するためトータルのコミルールの見直しの要求案を決定しました。その後、「新たな国営の公社」を設立する旨の行革会議最終報告が示されたことから、抜本的なコミルールの見直しは公社設立の際に行うべきと判断し、「事後対処方式」の導入等の一部見直し（1999年協約改正）を行い、現行コミルールに至っ

ています。

- (2) 第57回大会（2003年・東京）では、コミルール見直しに向けた基本的な考え方として、① 公社経営にふさわしい高次な労使関係の構築、②スピードある経営と判断に対応したルールの確立、③「形式充足」から「実質充実」に基づく意思疎通の確立、④団体交渉事項の拡大と協約化、⑤交渉担当者の負担軽減、⑥小局におけるルールの構築、等の基本スタンスを決定しました。
- (3) 大会以降のとりくみについては、10月7日、公社の「基本的考え方」について提示を受け、10月27日には「コミュニケーション・ルール見直しに関する要求書」を提出し、精力的な交渉を展開してきました。11月25日には要求書に対する公社の第1次回答を引き出し、回答に対する全通コメントを付記したうえで職場討議資料を发出、併せて地方意見の集約を要請しました。
- (4) 本部は、これら地方意見を踏まえた交渉を強化してきた結果、要求書1項に対する従来になく踏み込んだ「公社時代における労使関係の基本的考え方」の回答を含め、概ね到達点に達したと判断し、大綱整理をはかりました。具体的には別記のとおり「コミュニケーション・ルールの見直しに関する中央交渉の大綱整理と判断」に基づき、第119回中央委員会の承認を求めることとします。
- (5) 新たなコミルールの適用は2004年4月1日とします。第119回中央委員会以降、必要な協約改正の作業を進めることとし、その協約締結の判断について中央執行委員会に一任を求めることとします。なお、36協定の1年締結については、締結時期が2004年3月となることから、4月1日適用とは切り離して対応することとします。また、2004年度営業方針への対応についても同様に、新たな意思疎通の方法を前倒しすることを視野において対応することとします。

と述べられているとおりである。

なお、「私たちの未来づくり宣言」に関しては、7の「『私たちの未来づくり宣言』の創造に向けて」において、

- (1) 第58回臨時大会に予備提起した『私たちの未来づくり宣言』の豊富化と創造に向け、「未来づくり検討委員会」を各機関に設置し、3月末までに議論を行うこととします。その上にて第59回大会に最終案を提起します。
なお、『私たちの未来づくり宣言』の要約版を作成し、別途配布することとします。
- (2) 併せて、検討委員会では『私たちの未来づくり宣言』の理念及び「運動の選択と集中」を念頭に置き、新年度の運動方針となる新たな組織と運動づくりを創造することとします。また、春季生活闘争期間中に、支部役員を中心に組合員との対話活動を積極的に行い、検討委員会における議論の豊富化をめざします。
- (3) また、第58回臨時大会で決定した組織改革の内容を全組合員に周知するとりくみを行うとともに、日本郵政公社労働組合（略称IPU）への変更に向けてさまざまな対応をはかること

とします。

という提起が改めてなされ、承認をえている。

10. 日本郵政公社労働組合（IPU）への変更に向けて

こうして119回中央委員会が終わると、04春季生活闘争のなかで、実質は日本郵政労働組合（IPU）への変更に向けての対応が具体的には進められることになる。

2月28日から29日にかけて天童市の湯坊いちらくにおいて県連協各支部の青年委員を対象にヤングセミナーが開かれ、第1回目には県連協議長小野寺広太から、第119回中央委員会で議題とされた人事給与制度改正とコミ・ルール改正に関する問題提起がなされたのち、NHK酒田放送局記者中村夏樹から、取材する中での人との関わりについての講演を聴き、第2日目に分散会の形で、前日の講演をめぐる討議および現状とのつき合わせと今後の展望に関する話し合いが行なわれている。

3月3日には天童市の天童ホテルにおいて県連協傘下支部の三役を中心に34名の参加をえて県連協議長を講師に人事・給与制度改正およびコミュニケーション・ルール改正をめぐるポイントや変更点についての学習会が行なわれ、活発な質疑応答や意見交換がなされ、おのおのがこれを支部に持ち帰り、創意工夫を加えた学習会を持つこととしている。

3月8日、9日には仙台市の東北地本において第13回東北地本執行委員会が開かれている。

3月12日、山形市のあこや会館において県連協第1回支部書記長会議が開かれ、仮題としてパワーアクション委員会のあり方、「コミ・ルールおよび人事・給与制度改正」への対応、今後の日程と課題、NET21労組業務についてがとりあげられている。

4月6日、東村山郡中山町のゆららにおいて県連協第2回支部長会議が開かれ、パワーアクション委員会のあり方、JPU移行と財政について、および当面の日程調整が話し合われる。

4月10日、11日には西置賜郡飯豊町のがまの湯において県連協の第3回青年部長会議が開かれ、組織拡大+Zおよび青年部レクを議題に討議を行なっている。

4月13日、14日には仙台市の東北地本において第14回東北地本執行委員会が開かれている。

4月15日には天童市の天童ホテルにおいて県連協の支部共済代表者会議が開かれ、交通災害共済・医療共済の取り組み。および各共済の取り組みが討議されている。

4月17日には山形市のあこや会館において第3回支部長会議が開かれ、パワーアクション委員会について、JPUに向けた取り組みが話し合われるとともに、支部共済代表者会議に関する報告が行なわれている。

4月24日には、山形市のあこや会館において第4回支部長会議が開かれ、パワーアクション委員会についてとJPUに向けた取り組みを議題としている。

5月14日には山形市のあこや会館において第5回支部長会議が開かれ、パワーアクション委員会について、04年度支部経常費会計処理、共済総代会、NET21処理について話し合われたが、ここではとくに全逓信労働組合の名称で招集された北海道旭川市で開かれる第59回定期全国大会

へのぞむにあたっての山形県連協としての意見が出されている。

5月17日、18日には仙台市の岩沼屋において第15回東北地本執行委員会が開かれている。

5月24日、25日の両日、上山市の村尾旅館において山形県連協独自の企画で支部女性組合員および支部代表者会議が開かれ、各支部の女性組合員から各支部の活動報告が行なわれ、今後の活動をどのように活性化するかを話し合い、問題の共有化をはかっている。そして、こうした山形県連協独自企画の継続と女性組合員向け情報誌「La」の発行など、今後、女性組合員が職場のなかで生き生きと働き続けられる環境づくりをめざすことを確認している。

6月4日、5日には米沢市の簡保センターにおいて県連協第4回支部長書記長会議が開かれ、第59回全国大会における山形県連協の意見集約を行なうとともに、パワーアクション委員会について、および04年度支部経常費と会計処理について話し合いが行なわれている。

6月8日には東村山郡中山町のゆららにおいて県連協支部会計担当者会議が開かれ、財政一元化に伴う会計処理について話し合われている。

6月9日には仙台市のメルパルク仙台において第6回地方委員会が開催され、6月23日から25日までの3日間、北海道旭川市の旭川市民文化会館で開催される日本郵政公社労働組合（JPU）第59回定期全国大会に向けての東北地本としての意見集約を行なっている。